平成22年第4回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 6月2日(水)から15日(火)まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月日	曜日	会議名	開議時刻	摘 要
6月2日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
3 日	木			
4 日	金			
5 日	+			
6 日	田			
7 日	月	本 会 議	13時	一般質問
8日	火	本 会 議	13時	一般質問
9 日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
10目	木	民生産業委員会	10時	付託事件審査
11日	金	総務文教委員会	10時	付託事件審査
12日	土			
13日	月			
14日	月			
15日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成22年鞍手町議会第4回定例会会議録(第1号)								
	3	平成22年 6 月 2 日 (水)						
招集場所		鞍 手 町 役 場 議 事 堂						
		開会	開言	義		請	長 長	
開閉会日時	<u>1</u>	成22年 6 月 2	日 4	午後 1 🖹	時03分	日彦	日髙直幸	
及び宣告		閉 会	開言	義		議長		
	1	成22年 6 月 2	日 4	午後 1 日	時38分	日虐	岳 幸	
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏	各	出欠 の別	
	1	須藤信一郎	出欠	1 1	毛 利	喬	出欠	
出席及び	2	原 哲也	出矢	1 2	栗田幸	則	出矢	
欠席議員	3	香 原 暹	出矢	1 3	宇田川	亮	出矢	
	4	星 正彦	出矢					
出席 13人	5	武谷保正	出矢					
欠席 0人	6	岡﨑邦博	出矢					
欠員 0人	7	日髙直幸	出矢					
	8	田中二三輝	出矢					
	9	久保田正之	出欠					
	1 0	川野高實	出欠					
会議録署名議員	3番	香原 遙	1	4番	星	正彦		

職務	議会事務 局 長		出欠	議会事務 局長補佐	渡辺智文	出矢
	町長	柴 田 好 輝	出矢	会計課長	原繁幸	出矢
	副町長	本 松 吉 憲	出矢	建設課長	岡松要一	出矢
	教育長	山 本 喜久男	出矢	企画財政 課 長	白 石 秀 美	出矢
	総務課長	阿 部 哲	出矢	上下水道 課 長	中岡和之	出矢
地方自治法	福祉人権 課 長	松澤守	出矢	病院事務 局 長	中野真路	出矢
第121条	税務住民 課 長	熊井照明	出矢	教育課長	平瀬研一	出矢
により説明	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	篠原哲哉	出矢	保険健康課 長	鯵 坂 健 二	出矢
出席者の 職氏名						
- 戦以石						
議事	日程		別紙	のと	お り	
付議	事件		別紙	のと	おり	
会議	経 過		別紙	のと	おり	

平成22年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月2日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 鞍手町土地開発公社の平成21年度事業結果及び決算並びに平成22年度 事業計画及び予算の報告
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第37号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める 条例の全部を改正する条例
- 日程第6 議案第38号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例
- 日程第7 議案第39号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第40号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する 条例
- 日程第9 議案第41号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立鞍手分校授業料等徴収条例の 一部を改正する条例
- 日程第10 議案第42号 専決処分の承認(平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計 補正予算第1号)
- 日程第11 議案第43号 専決処分の承認(平成22年度鞍手町老人保健特別会計 補正予算第1号)
- 日程第12 議案第44号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第45号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計 補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第46号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)

平成22年6月2日(第1日) 開議 13時03分

○議長 日髙 直幸君

只今から、平成22年第4回 鞍手町議会定例会を開会します。 教育長より行政報告の申し出があっていますので、これを許可します。 教育長。

○教育長 山本 喜久男君

町内小学校教諭による道路交通法違反、酒気帯び運転の処分について行政報告をいたします。

この事件につきましては、逮捕以来町民の皆様をはじめ町議会議員各位に多大なるご迷惑と ご心配をお掛けしましたことに、改めてお詫び申し上げます。

本年2月10日午前0時頃、遠賀町木守の県道で剣南小学校の岩田教諭が、道路交通法違反、酒気帯び運転容疑で逮捕され、福岡地方検察庁小倉支部へ送検、起訴されていましたが、4月27日福岡地方裁判所小倉支部での公判で、裁判官は岩田教諭に対し懲役6ヶ月、執行猶予2年の有罪判決を言い渡しました。

また、福岡県教育委員会は同教諭の刑が確定したことにより、地方公務員法の規定に基づき、5月11日限り失職したとの通知を5月12日にいたしました。この事件で裁判官の主文では、被告人自身飲酒運転をしたことが、3年前からの期間で3回ぐらいあった旨を述べていることからすると、飲酒運転の常習性も十分伺われ、また本件犯行の発覚を免れようと、知人を通じて自車をレッカー移動させようとしていたことからすると、被告人の遵法精神や、規範意識には相当問題があることが伺えること等から、本件の感情は良いものではなく、また被告人は勤務先の小学校に於いて教務主任という一般の教諭らを指導しその模範となるべき立場にあって本件犯行は児童やその保護者を含む教育関係者の信頼を裏切るものであることなどを合わせ考慮すると、被告人は強い非難に値すること等が指摘されました。

今後、二度とこのような不祥事を起こさないよう、また1日も早く町民の皆様、保護者の皆様の信頼を取り戻せるよう努力することは勿論のこと、綱紀の厳正な保持のために、全教職員への指導を徹底しているところでございます。

以上行政報告をいたします。平成22年6月2日。

○議長 日髙 直幸君

以上で行政報告を終わります。

先ず町長より提出されています、平成21年度鞍手町繰越明許費、繰越計算書の報告。 平成22年度鞍手町出納計画書及び鞍手町次世代育成支援行動計画と、監査より提出されて

います月例現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に本日まで受理しました陳情 5 件はお手元に配布しています陳情文書表のとおり所管の 常任委員会に付託したいと思いますので、ご報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長に於いて3番議員 香原暹君 及び4番議員 星正彦君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月15日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から6月15日までの14日間と決定しました。 次に進みます。

日程第3 鞍手町土地開発公社の平成21年度事業結果及び決算並びに、平成22年度事業 計画及び予算の報告を議題とします。

町長の報告を求めます。

町長。

〇町長 柴田 好輝君

この報告については関係課長から報告いたします。

○議長 日髙 直幸君

企画財政課長。

〇企画財政課長 白石 秀美君

町長に代わりましてお答えいたします。

鞍手町土地開発公社の平成21年度事業結果及び決算並びに、平成22年度事業計画及び予算の概要についてご報告いたします。

お手元に配布しています、平成21年度鞍手町土地開発公社決算書の1頁をお開き下さい。 1頁、平成21年度の事業報告書です。(1)の総括事業ですが、平成21年度に於ける土地 の取得及び処分はございませんでした。その他の事業としては何も行っていません。

2頁、2の業務のところで、(1)事業収入に関する事項です。事業外収益として、受取利息32万8166円となっています。

- (2) 事業費に関する事項です。販売費及び一般管理費6万500円となっています。
- 3頁、財産目録で基本財産として、鞍手町出資金500万円となっています。右の損益計算書、販売費及び一般管理費と事業外収益を調整した26万7666円が当期純利益となっています。

4頁、貸借対照表、資産の部として現金預金1億1390万4244円。公有用地0円。 固定資産の長期定期預金500万円を合わせた資産の合計は、1億1890万4244円と なっています。

負債の部は、未払金、短期借入金ともに0円で、負債合計0円となっています。 次に資本の部は、基本財産500万円に前期繰越準備金1億1363万6578円と、当期 純利益26万7666円を合わせた資本の合計が1億1890万4244円となり、負債資 本合計が1億1890万4244円となっています。

5頁、キャッシュフロー計算書です。この計算書は貸借対照表と損益計算書を補足するもので、1会計期間に於ける現金の増減を示した計算書です。

計算書の右下の欄に記載しています6、現金及び現金同等物期末残高と4頁、貸借対照表の 流動資産の(1)の現金預金が1億1390万4244円で一致することとなっています。

以上が平成21年度鞍手町土地開発公社の決算報告です。

次に、平成22年度事業計画及び予算について報告いたします。

平成22年度鞍手町土地開発公社事業計画及び予算書の1頁です。第2条の事業計画ですが、現在所有している土地はありません。また平成22年度で新規に土地を取得する計画もございません。その他の事業を行う計画もございません。

第3条で定めています収益的収入及び支出では、収入として事業外収益を157万1千円。 支出では、販売費及び一般管理費、予備費の支出合計で157万1千円を計上し、収入支出 を同額としています。

以上が平成22年度鞍手町土地開発公社の予算です。

尚、平成21年度決算と平成22年度予算は鞍手町土地開発公社理事会で承認されています。 以上、ご報告いたしましたが、詳細はお手元に差し上げています関係資料をご参照下さい ますようお願いいたします。以上で報告を終わります。

○議長 日髙 直幸君

これで報告を終わります。

次に日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

原案どおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員の候補者の推薦に関する協議について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案のとおり決定通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。 次に進みます。

日程第5 議案第37号から日程第9 議案第41号までの5件を一括して議題とします。 提案理由の説明を求めます。

町長。 〇**町長 柴田 好輝君**

日程第5 議案第37号から日程第9 議案第41号までの5件について、一括して提案 説明を申し上げます。

日程第5 議案第37号は鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例の全部を改正する条例であります。

本町の財政は厳しい状況にあり、平成17年度から21年度までの5年間、行財政改革に 取り組んできたところでありますが、財政状況は依然厳しく、行財政改革につきましては、 本年度計画を策定し、更なる取り組みが必要と考えております。

この厳しい状況については、私自身が一番認識しているところであり、まず、行財政改革に先がけて、町長自ら、この状況に対応していくこととし、平成22年7月から平成26年3月までの間、給料月額を10%削減する条例案を提案するものであります。

また、町長の給料月額の減額に伴い、副町長及び教育長にもご理解をいただき、副町長は7%、教育長は5%減額することとしました。

なお、この条例の制定により1年間で約2,000千円、期間中合計で、約8,000千円の削減となります。

以上が、日程第5 議案第37号の提案説明であります。

次に日程第6 議案第38号は、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、配偶者の状況にかかわりなく育児休業等を請求できることになったことから、育児又は介護を行う職員の早出、遅出勤務や時間外勤務の制限の請求ができるようになったこと、また、3歳に満たない子をもつ職員が、その子の養育のため時間外勤務の制限について請求した場合「当該職員の業務を処理することが著しく困難な場合を除いて、時間外勤務をさせてはならない」と定められたことから、

関係項目を整理するため条例を改正するものです。

以上が、日程第6 議案第38号の提案説明であります。

次に 日程第7 議案第39号は鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

これまでは、職員の配偶者が育児休業等を取得していた場合、当該職員は育児休業や育児 短時間勤務をすることができませんでしたが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行 う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正された ことに伴い、配偶者の状況にかかわりなく、育児休業や育児短時間勤務を請求できることに なったこと、また、配偶者が出産した場合、男性職員も出生の日から57日以内は産後育休 を取得出来、かつ、その後、再度育児休業を取得できるようになったことから、関係項目を 整理するため条例を改正するものです。

以上が、日程第7 議案第39号の提案説明であります。

次に日程第8 議案第40号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正 する条例であります。

地方公務員法第25条第2項には、「地方公務員の給与は、法律又は条例により認められた場合を除き、直接職員に全額を支払わなければならない。」と規定されております。

このため、生命保険料や職員組合費等を職員の給与から控除するためには、条例で定める必要があることから、本条例の関係項目を整理するものです。

また、労働基準法が改正され、一部が4月1日から施行されたことに伴い、職員が1週間の法定労働時間を超え、かつ、あらかじめ割り振られた正規の1週間の勤務時間を超えて勤務した時間については、改正労働基準法第37条第1項ただし書に該当することとなったことから、時間外代休時間の取り扱いについて、本条例を改正するものです。

以上が、日程第8 議案第40号の提案説明であります。

次に日程第9 議案第41号は、福岡県立鞍手高等学校鞍手町立鞍手分校授業料等徴収条例の一部を改正する条例であります。

この条例案は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等、就学支援金の支給に 関する法律が成立し、平成22年4月1日から施行されたことにより、定時制課程において は、48月までは国から町に対して交付金として交付され、授業料は徴収されないため、当 該条例の一部を改正するものです。

なお、改正により徴収対象者の授業料は、国が定めた定時制課程の基礎授業料月額の2,700円となります。

以上が、日程第9 議案第41号の提案説明であります。

以上、日程第5 議案第37号から日程第9 議案第41号までの5件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いします。

○議長 日髙 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第10 議案第42号及び日程第11 議案第43号の2件を一括して議題とします。 提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長 柴田 好輝君

日程第10 議案第42号及び日程第11 議案第43号の2件について一括して提案 説明を申し上げます。

日程第10 議案第42号 専決第7号は専決処分の承認 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込において、 歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成22年度の 歳入を繰上げ、これに充用したものであります。

なお、繰上げ充用措置は、出納期間内に行わなければならないことから、平成22年5月31日付けで専決処分を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ 55,899千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,245,741千円としました。

補正の内容を申し上げますと、歳入では、12款 諸収入追加55,899千円。歳出では、新たに科目を設け、12款 前年度繰上充用金追加55,899千円を主な内容として調整いたしました。

以上が、日程第10 議案第42号の提案説明であります。

次に日程第11 議案第43号 専決第8号は、専決処分の承認。平成22年度鞍手町老 人保健特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、平成21年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算見込において、歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成22年度の歳入を繰上げ、これに充用したものであります。

なお、繰上げ充用措置は、出納期間内に行わなければならないことから、平成22年5月31日付けで専決処分を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ355千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6,504千円としました。

補正の内容を申し上げますと、歳入では2款 国庫支出金追加355千円。歳出では、新たに科目を設け、5款 前年度繰上充用金追加355千円を主な内容として調整いたしました。

以上が、日程第11 議案第43号の提案説明であります。

以上、日程第10 議案第42号及び日程第11 議案第43号の2件の提案説明であり

ます。

ご審議の上、ご承認のほどよろしくお願いします。

○議長 日髙 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第12 議案第44号から日程第14 議案第46号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長 柴田 好輝君

提案理由の説明の前に先立ちまして、私の所信表明をさせて頂きたいと思います。

町の平成22年第4回鞍手町議会定例会の開会に当たりまして、今回提案いたしています 議案の提案理由の説明の前に先立ち、町政運営に当たり私の所信表明の一端を述べたいと思 います。

町の行財政は依然として厳しい状況にあります。私は継続して更なる行財政改革に取組み、 財源の安定確保を図りながら、より一層の選択と集中の視点に立ち、町政を推進してまいり ます。其処で安心して暮らせる町づくりのために、5つの安心を柱とし、今後4年間町政運 営に全力で取り組む決意をしているところでございます。

1点目は、安心出来る子育てと教育の振興でございます。町内小、中学校校舎の耐震化工事や、延長保育、休日保育、学童保育の充実など、安心出来る子育ての環境作りを進めてまいります。

2点目は、安心出来る企業誘致と地場産業の育成でございます。地域浮揚の鍵となるインターチェンジや、遠賀川架橋等の社会資本を生かし、町有地のオーダーメードによる団地造成のピーアール等に努め、企業誘致を推進して参ります。

3点目は、安心出来る福祉の充実、男女共同参画の推進でございます。

町内の公共交通については、交通弱者に配慮しながら活性化計画を策定し、地域公共交通の 充実、確保に努めて参ります。また、コミュニティの醸成を図るために、共助等の住民意識 の醸成を図るとともに、ボランティア活動を積極的に支援して行きたいと思っております。

福祉施策については、高齢者や障害者の目線に立ち、健康づくりの施策の充実、男女共同 参画の推進など、安心出来る町づくりを推進して参ります。

4点目は、安心出来る地域環境やインフラ整備でございます。

生活環境の整備としては、公共下水道の普及率の向上、上水道の水質改善や、住環境、防災 対策として西川の改修事業や、中山地区の内水型洪水対策に取り組んでまいります。

5点目は、安心出来る行財政運営の確立でございます。

健全な町財政の確立に努めるために、更なる行財政改革の推進、行政評価結果の精査実行に より、行政の無駄を省き効率化を図ります。また産業振興としては、町内の農工商が連携出 来る環境づくり、鞍手町のブランド製品作りを支援し、地場産業の育成と産業振興を推進してまいります。

私は、誰もが何時までも住み続けたい、安全で安心出来る魅力ある鞍手町、子育て出来る環境の充実等、若者が定住出来る町づくりの実現を目指し、町民の皆さんと力を合わせ、知恵を出し合い、協働と互助を基本理念とし、将来に繋がる自立した町づくりに全力を傾注してまいる所存でございます。

今後とも、議員並びに町民の皆様の更なるご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信表明とさせて頂きます。

そういうものを踏まえまして、日程第12 議案第44号から日程第14 議案第46号までの3件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第44号は、平成22年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。本補正予算は、剣第二保育所の建て替え申請や介護福祉施設のスプリンクラーの整備申請に伴う国・県の補助金等の追加及び平成22年度中の供用開始を予定しています(仮称)筑豊インターチェンジの開通式事業費を新たに追加しております。

また、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 の施行に伴い、定時制高校授業料の減額を行っております。

更に、鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例の全部を改正する条例案の提案に伴う、町長、副町長及び教育長などの特別職等の給与の減額や人事異動に伴う 人件費の調整を行っております。

これらの補正要因を調整し、財源といたしまして、国・県補助金、財政調整基金を充て、 歳入歳出それぞれ102,302千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,962, 984千円といたしました。

補正の主なものを申し上げますと、歳入で使用料及び手数料減額4,318千円、国庫支出金追加9,035千円、県支出金追加67,192千円、財政調整基金繰入金追加30,833千円、歳出では、1款 議会費で減額1,269千円、2款 総務費で総務管理費減額4,327千円、徴税費追加4,774千円、戸籍住民基本台帳費減額3,635千円、3款 民生費で社会福祉費追加18,917千円、児童福祉費追加97,488千円、人権推進事業費減額3,720千円、4款 衛生費で保健衛生費追加1,264千円、6款 農林水産業費で農業費追加5,565千円、8款 土木費で土木管理費減額16,019千円、都市計画費追加5,383千円、10款 教育費で社会教育費減額2,456千円。

以上が、補正予算第1号の概要であります。

次に日程第13 議案第45号は、平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計 補正予算第1号であります。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ344千円を追加し予算総額を、歳入歳出それぞれ738,738千円といたしております。

補正の内容を申し上げますと歳入で、6款 一般会計繰入金追加379千円、基金繰入金減額35千円。 歳出で、1款 総務費減額851千円、2款 建設費追加1,195千円。

以上が、補正予算第1号の内容であります。

次に日程第14 議案第46号は、平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、歳入予算の総額を306,710千円とし、歳出予算を24千円増額し、歳 出予算の総額が306,352千円となります。

補正の内容を申し上げますと、歳出で1款 営業費用増額24千円。以上が、補正予算第 1号の内容であります。

以上、日程第12 議案第44号から日程第14 議案第46号までの3件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いします。

○議長 日髙 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日3日から6日までの4日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日3日から6日までの4日間を休会することに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時38分

平成22年鞍手町議会第4回定例会会議録 (第2号)							
	3	平成22年 6 月 7 日 (月)					
招集場所		鞍 手 町 役 場 議 事 堂					
		開会	開言	義		請	も 長
開閉会日時	<u> 7</u>	成22年 6 月 7	日 <i>4</i>	午後 1日	時00分	日髙直幸	
及び宣告		閉 会	開言	義		議長	
	1	成22年 6 月 7	日 4	午後 4 日	時08分	日虐	折直 幸
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏	Ż	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出矢	1 1	毛 利	喬	出矢
出席及び	2	原 哲也	出矢	1 2	栗田幸	則	出矢
欠席議員	3	香 原 暹	出矢	1 3	宇田川	亮	出矢
	4	星 正彦	出矢				
出席 13人	5	武谷保正	出矢				
欠席 0人	6	岡﨑邦博	出矢				
欠員 0人	7	日髙直幸	出矢				
	8	田中二三輝	出矢				
	9	久保田正之	出欠				
	1 0	川野高實	出欠				
会議録署名議員	3番	香原 遙	1	4番	星	正彦	

職務	議会事務 局 長		出欠	議会事務 局長補佐	渡辺智文	出矢
	町長	柴 田 好 輝	出矢	会計課長	原繁幸	出矢
	副町長	本 松 吉 憲	出矢	建設課長	岡松要一	出矢
	教育長	山 本 喜久男	出矢	企画財政 課 長	白 石 秀 美	出矢
	総務課長	阿 部 哲	出矢	上下水道 課 長	中岡和之	出矢
地方自治法	福祉人権 課 長	松澤守	出矢	病院事務 局 長	中野真路	出矢
第121条	税務住民 課 長	熊井照明	出矢	教育課長	平瀬研一	出矢
により説明	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	篠原哲哉	出矢	保険健康課 長	鯵 坂 健 二	出矢
出席者の 職氏名						
- 戦以石						
議事	日程		別紙	のと	お り	
付議	事件		別紙	のと	おり	
会議	経 過		別紙	のと	おり	

平成22年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月7日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成22年第4回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
8番	1. 安心できる子育てについて	町 長
田中二三輝	(1) 待機児童の状況は	
	(2) 各保育所の定員数と利用状況は	
	(3) 「子育て」中の保護者の不安等の把握は	
	(4) 「子供」を増やすための施策は	
	2. 安心できる教育の振興について	
	(1) 各校舎の修理改善計画等について	町 長
	(2) 郷土の歴史教育について	教育長
	(3) 通学路の安全確保について 	町 長
9番	1. (仮) 筑豊インターチェンジ事業の完成・開通に向けて	町 長
久保田正之	(1) 町はインターチェンジ完成に平行して、企業誘致、民間開発など具体 的な計画があるかどうか	
	のな計画があるがとうが (2) インターチェンジと町の浮揚の対策について	
	(3) インターチェンジ工事促進の中での環境整備、雨季対策について	
13番	1. 住宅リフォーム助成制度について	町 長
宇田川 亮	(1) 福岡県の「民間建物耐震化計画」の促進は	
	(2) 中小企業の仕事確保、経済・雇用効果、環境・温暖化対策、安心・	
	安全な住居について、メリットがあると思うが	
	(3) 「社会資本整備総合交付金」などを使って、制度を実施すべきで	
	は	町長
	2. 口蹄疫問題について	四 文
	(1) 町内の畜産業の状況は	
	(2) 感染防止対策等を県・国に求めていくべきでは	
11番	1. 町有地の有効利用について	町長
毛利 喬	(1) 主な町有地の呼名と面積は	
	(2) 1期目には、どのような対策をされたか	
	 (3) 今後は、どのような対策をされるか	
	 2.地上アナログ放送から地上デジタル放送の移行について	町長
	(1) 町民への周知徹底は	, ,
	(2) 経済的な援助の方法は	

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
質問者 6番 岡﨑邦博	質問事項及び質問要旨 1. 外部評価委員会の評価結果に対する町の対応について (1) 21年度において、外部評価委員会が出した評価結果が、22年度の予算でどのように反映されたのか (2) 22年度での評価対象となる事業の優先順位はどのようにして決めるのか。また、当年度において評価対象となる事業数と事業費の総額はいくらか (2) 評価結果に対して、いっまでに町の支針が決定し、評価結果を対して、	答弁指定者 町 長
3番	(3) 評価結果に対して、いつまでに町の方針を決定し、評価結果を成果に結びつけるのか 2.22年度の予算編成にあたって (1) 今年度の重点事業は何か 1. 元職員による公金横領問題の責任の取り方について	町長町長
香原 暹	(1) 元職員による公金債債問題の責任の取り方について (1) 元職員に対する刑事罰として、懲役6年という判決が出されたが、 その量刑についての町長の所見は (2) 元町長に対する損害賠償請求及び町長自身の損害賠償についての 考えは	X LE
2番原哲也	1. 梅雨前の水害対策について (1) 西川の浚渫の進捗状況は (2) 西川沿岸排水ポンプの整備は万全か (3) 昨年7月25日、中山の上新橋、中本町の一部で床上・床下浸水したが、インターチェンジの完成で雨水が同地区へ一時的に集中するのではないか心配されるが、その対策は	町 長
1番 須藤信一郎	1. 学校統合問題について (1) 小中学校の統合については、今回、統合がならなかった様に聞いているが、今後どの様に対応するつもりか	町 教育長

平成22年6月7日(第2日) 開議 13時00分

○議長 日髙 直幸君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に8番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

○8番 田中 二三輝君

通告書に従いまして一般質問いたします。

本定例会の初日行われました町長の「所信表明」にもありました「安心して暮らせる町づくりのための5つの安心」第1項目に揚げている「安心出来る子育てと教育の振興」について、町長のお考えや対策等について質問させて頂きます。

まず、各メディアで取り上げられている待機児童についてお伺いします。現在、町内に於ける待機児童はいかなる状況でしょうか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

安心出来る子育てについて、先日、私の所信表明の中で5つの安心を柱として、先ず1つ 目の安全で、安心出来る子育てと教育の振興を上げています。

町内小・中学校校舎の耐震化工事や、延長保育、休日保育、学童保育の充実など、安心出来る子育での環境づくりを進めて行きますと述べています。

ご質問の待機児童の状況については、現在待機児童はおりません。以上です。

○議長 日髙 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

現在待機児童というのは、入所等を希望している子ども達が待ったの状態が掛かっている ということで、待機児童扱いになるということでございます。

現在希望している方全員が、その保育所等に入所可能になっているという状態であると理解 いたします。

続きまして、鞍手町次世代育成支援行動計画には、詳細に記載されていますが、傍聴の方 も居られますので敢えてお伺いいたします。

町内の各保育所の定員数と利用状況を教えて下さい。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

現在、町立の剣第1保育所では、定員90名に対し69名入所、古月保育所では、定員90名に対し63名の入所、西川第1保育所では、定員60名に対し37名の入所、また民営化した剣第2保育所では定員60名に対し82名の入所、西川第2保育所では定員60名に対し64名の入所となっています。

現在定員を超えた分についての上限の定めが、本年度よりなくなっています。なお、施設 の面積基準による受入数には相当の余裕があります。以上です。

○議長 日髙 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

定員割れになっている状況と思われますが、利用者の増加をどのように講じているのですか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

定員割れについては、いろいろ原因があると思います。私のところが積極的に、ここは何名になっているから、入ってくれと父兄に入所の活動は行っていません。幼稚園にも行っている方が相当あるということも参考に言っておきます。

何れにしても、このデータから見る限り76から60%の間で推移しているという状況で ございます。以上です。

○議長 日髙 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

公立である以上、なかなかそういうアピールは難しいとは思っておりますが、子ども達が 喜び、且つ保護者の負担が軽減されることを重視した、新たなアイディアを盛り込んで利用 者の増加に努力して頂きたいと思います。

次に、安心出来るという言葉の裏側にある不安に関し、現在、子育て中の保護者の不安等 について、どのように把握されているのでしょうか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

子育ての中の保護者の不安等の把握については、最も不安の強い新生児期に、乳児の発育 や育児について家庭訪問を行うことで、異常の早期発見、家庭内での円満な育児等について 保健師が相談に乗っています。

また、親子教室等により保護者の不安の軽減や、保護者同士の交流を深め、育児が孤独にならないよう仲間づくりの場を提供する等の支援をしています。

更に、乳児健診検査等の他に、言葉の遅れや、他の子どもと遊べない等、発育等について 心配のある幼児、児童に対して臨床心理士、言語聴覚士による相談を実施しています。

〇 議長 日髙 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

私の下には、保護者の方から良く耳にする言葉の中に、小児科がない、働く場所がない、 近所に子ども等が居ないといったような、不安を感じているという声を多く聞いています。 これらの問題は、直ぐに解決出来るとは思っておりませんが、最大限の努力をお願いいたし ます。

しかし、小児科医の問題は子ども達の健康管理上、大きな問題であります。町立病院に小児科を新設出来ることが最も良いことだと思いますが、この件についても、担当者の努力も十分承知致していますし、その実現の困難さも理解をしています。

そこで、保護者の不安の一部を解消するため、町立病院に小児科が新設されるまでの間、 近隣の小児科医や、夜間診療可能な小児科の医療機関を、母子手帳発行時や、乳児健診の時 だけでなく、小児科の診療対象年齢が中学生までとなっていることから小・中学校の入学時 等に一覧表を渡す等の行為が、町として可能であれば是非検討して頂きたいと思いますが、 如何でしょうか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

小児科医の開設ということでございますが、小児科医は鞍手町にいませんが、近隣の小児科医や、夜間診療可能な小児科医の一覧表については、母子手帳交付時や、乳幼児健診時に直鞍、遠賀、中間地区及び北九州市八幡西区の一部について小児科の一覧表をお渡ししています。

また、休日、夜間については、直方・鞍手広域市町村圏事務組合休日等急患センターがあり、夜間、休日に診療が出来る医療機関として、北九州市立八幡病院、飯塚病院がありますので、所在地、電話番号等を保護者の方にお伝えしています。

もう1つは、小学校、中学校の一覧表ということでございますが、この点については、教育委員会と協議をさせて頂きたいと思います。以上です。

○議長 日髙 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

是非前向きな検討をお願いいたします。

さて、国の方針に頼るだけでなく、独自の施策で子ども達の人口増加に成功している自治 体がメディアで取り上げられています。本町でも少子高齢化がすすむ中で、子どもを増やす ための施策をどのように講じて行くお考えでしょうか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

子どもを増やすための施策については、今回子ども手当など、国が色々な少子化対策に取り組んでいますが、町としても、小学校入学前までの児童に対し、医療費の無料化などを実施しています。また、若者が定住出来るための町づくりとして、雇用の安定確保のために企業誘致の推進や、公共下水道事業など、住環境のインフラ整備などを含めた、安全で安心出来る、魅力ある町づくりの実現のために努力してまいります。以上です。

○議長 日髙 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

子どもの人口を増やすということを大前提に、なお一層の努力を期待いたします。 次に、安心出来る教育の振興についてお伺いいたします。

町内の小、中学校の各校舎については、老朽化が目立つ状況であると思慮いたします。各校舎の修理、改善計画等は如何お考えでしょうか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

この問題については、教育長から答弁させます。

○議長 日髙 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

質問議員にお答えいたします。

各学校の修理については、教育課内で十分なヒアリングを行い、現地を確認して、緊急性の高いものから修理をして行くようにしています。また、毎年5月には各学校の教頭及び臨時事務職員を集めて、学校事務に関する説明会を開催しています。学校の修繕要望についての説明を行い、その後依頼があれば現地を確認して、緊急度の高いものから修理をしております。

また、鞍手町の小中学校耐震化の取組状況については、新耐震基準で建てられている西川小学校、室木小学校の耐震診断を除き、鞍手北中学校については平成17年3月に耐震診断を終え、補強工事が必要であるとの結果が出ています。

残る5校については、平成21年度に校舎耐震診断を行いました。その結果、剣南小学校、新延小学校及び鞍手南中学校に於いては、補強工事が必要であるとの結果が出ており、平成22年度に鞍手北中、鞍手南中学校校舎の耐震補強工事を行い、平成23年度には剣南小学校、新延小学校の耐震診断補強工事を実施するように計画をしています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

各校舎の耐震補強工事等が必要であって、それらの工事計画があるということでございます。小中学校の各校舎は、災害時の地域の避難場所にもなるわけですから、耐用年数等を勘案して、建て替え時期や建設場所については、町づくりに於いて重要な課題であると思っておりますが、如何でしょうか。

○議長 日髙 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ご指摘のように避難場所にもなっています。耐用年数等については、現在一番古い校舎で 鞍手南中学校が昭和46年の建設になっています。次の北中学校は47年です。

耐用年数で申しますと、校舎等については47年という法律がございますので、もうしばらく耐用年数はございますが、老朽化は進んでいるという状況下で、先程申し上げましたように、耐震性については南北両中学校が22年度に補強工事の実施という運びにしています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

客観的なデータ等で、そういう時期をしっかり把握して頂きたいと思っております。

話題を変えます。鞍手町内には多くの史跡や文化遺産が点在しています。身近にある歴史 教材を子ども達が肌で感じ取れるカリキュラムを、義務教育の9年間の期間に組み込むこと で、郷土愛が育まれていくと考えていますが、如何お考えでしょうか。

○議長 日髙 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。

教育委員会では、郷土の歴史学習を推進するため、現在学校と連携して郷土学習支援事業を 行っています。この事業は今年で4年目になりますが、昨年は古月小、西川小、剣南小学校 で、合計19回の授業を行い、述べ795人が授業を受けました。

また、授業を推進するにあたって、歴史ボランティアを公募して、現在12名の協力を得て取り組んでいるところでございます。具体的には資料館の職員と、歴史ボランティアの方々が学校に出向いて授業を行う郷土学習でございます。

これは6年生を対象としたもので、子ども学芸員授業と言い、特に歴史体験学習を主とした内容としています。授業内容は鞍手の歴史の話、火起こし、曲玉作り、土器作り、遺跡見学等を含んでいます。

これらの授業の特徴は、郷土の歴史について体験学習を通して学び、1年間で学習した内

容を自ら下級生に伝え、継続して郷土学習を学ばせ、郷土愛を育んでいるところでございま す。今年度は古月小、西川小、剣南小、室木小の4校が参加をしています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

教育課程等のコマ数が増えたことによって、なかなか全校の各生徒に、そういう授業を受けさせるということが難しいとは思いますが、遠足やホームルームの時間等を利用した形で、各校が積極的に取り組めるようなご検討をして頂きたいと思っております。

最後になりますが、通学路については各、小中学校のPTAを通じて、多くの改善要望が 町に対し提出されていることは十分に把握していますし、それらの対応についても、各担当 の方々が努力されていることも理解をしています。

通学路の狭い意味合いに於いては、当然に各小中学校の生徒、児童が通学に使用している 道路が対象となりますが、本町が改善しなくてはならない通学路は、高校生が利用する通学 路の安全確保であると考えています。

インターの開通や鞍手架橋の開通に伴い、交通量の変化は容易に推察出来ます。鞍手駅を利用している高校生の多くは、保護者が送迎をしていますが、必ずしも毎日出来るとは限りません。徒歩や自転車を利用している子ども達も、歩道が完備されていない狭い道路や、街灯のないところを利用している状況であります。必ずしも安心出来る状況ではありません。バスを利用したとしても街灯がない路地や、明るくない街灯等が多く点在している状況です。町内全域が明るい道路で安心出来る通学路の確保が、地域住民の安全確保にもなり、且つ地域防犯にも繋がるわけですから、町内全域の街灯設置は必要であると思いますが如何でしょうか。

○議長 日髙 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。

先程の歴史学習についても要望がございました。一寸説明させて頂きます。

学校には学習指導要領という、学年によって教えなければならないものがございます。それを基に教育課程が、校長のリーダシップの下で組まれているわけです。歴史学習というのは小学校6年生で出てまいります。指導要領を見ますと、郷土の遺跡、或いは文化財等を活用した歴史も必要であると述べていますので、そういう点から、ご指摘のように郷土の歴史学習も深めさせて行きたいと思っております。

通学路の件でございますが、通学路の安全確保については、教育課内で十分なヒアリングを行い、現地を確認し、建設課及び関係機関と協議を行い、義務者は児童生徒の安全確保のために努力をしているところでございます。

各学校で通学路の安全、或いは交通指導書、そういったポイントを作って指導を行政では

やっています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

先程も申しましたが、小、中学校の生徒はそういう危険な場所ということを聞く機会がありますが、高校生になりますと活動時間も遅くなりますし、そういう危険な場所等々の意見を聞いて頂く機会が段々少なくなって参りますので、是非街灯の設置については積極的によろしくお願いしたいと思っております。

鞍手町次世代育成支援計画には、多くの事業が進行中でありますが、それらの事業を効果 的、効率的に利用して、地域に於いて子ども達が生き生きと生活出来、安心、安全な環境が 地域の活性化や、地域住民の安心安全に繋がって行くと私は確信をしています。

今後、より一層の取り組みに強化を期待いたしまして、私の質問を終わらせて頂きます。

○議長 日髙 直幸君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に9番議員 久保田正之君の質問を許可します。

○9番 久保田 正之君

通告に従いまして質問いたします。

(仮称) 筑豊インターチェンジ事業は、急ピッチで促進しています。現在インターチェンジは平成22年度完成に向けて工事が進められています。このインターチェンジ設置の趣旨、意義等については十分承知のことと思いますが、福岡、北九州都市圏への地理的優位性に恵まれながら、高速、広域交通の整備が十分でないこと。石炭産業の衰退、産業構造の変化と高齢者の進展というようなことから、地域の活力が低下している。こうしたことから、福岡県はこれを意識して当該地域に活力を取り戻すために、インターチェンジの計画をしたことについては十分ご承知のとおりであります。

県は、交通網の遅れている県道の取り付けを精力的に整備して頂いております。完成すれば、素晴らしい交通網が出来上がるのではないかと思っております。

町長の所信表明では、インターチェンジや遠賀川渡架橋等の社会資本を生かして、町有地のオーダーメードによる団地造成で企業誘致を推進したいということですが、いずれもしっくりしない計画のように感じます。

このことは今回の補正予算においても、全く反映されていないのが現実です。財源がなければ新規の事業が出来ないことでしょうが残念でなりません。

遠賀川渡架橋は町長の任期中に完成、機能するかどうかも未定です。町長の所信表明の中に、町有地でオーダーメードの団地造成ということですが、何処を指して言われているか知りませんが、公社から買い上げた点からしても、相当な価格で現在保有しているわけです。 これをオーダーメードについても現実的でないような感じがいたします。

目の前のインターチェンジは今年度完成です。そういうことから具体的に質問をさせて頂

きます。

1番目に、町はインターチェンジ完成に平行して企業誘致、民間開発など具体的な計画があるのかどうか。

2番目に、インターチェンジで町づくりを位置付けしながら、町の浮揚、雇用創出のため に行政、議会、住民が一体となって知恵を出して取り組んでいく機会が必要ではないかと思 っております。ご答弁をお願いいたします。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

まず、町はインターチェンジ完成に平行しまして、企業誘致、民間開発等の具体的な計画があるかということでございます。筑豊インターチェンジ事業については、平成22年度中の供用開始に向けて本体工事、アクセス道路工事が急ピッチで進行しています。

ご質問の企業誘致、民間開発等の具体的計画については、昨年度より流通関連企業数社による立地に係る問い合わせの相談があっていますが、立地に於いての具体的計画については提示されていません。

企業立地に於ける工場等の建築には、大半に於いて農地の転用許可や開発行為の許可が必要であり、これらについてもインターチェンジ供用開始決定後でなければ申請手続きが出来ない現状であります。しかし、町に対して企業等が具体的な立地条件計画が示されましたら、申請手続き等を1日も早く創業可能になるよう、最大限のバックアップを図って行く所存であります。

次に、インターチェンジと町との浮揚対策についてですが、町では平成20年8月にインターチェンジアクセス道路、県道直方、鞍手線と、産業道路の連結地点の東側約9.2~クタールの用途を第2種住居地域に変更する都市計画決定を行い、商業関連施設進出の受け皿作りを行いました。

また、平成20年10月には、企業進出を促進するためインターチェンジ周辺の、農地の農用地地域からの除外、いわゆる白地化を行いました。しかし平成20年9月のリーマンショック以来景気の低迷、世界的不況により企業の設備投資や新規立地は激減し、平成21年度の福岡県全体での企業進出は減り、更に筑豊地域では0という結果になっています。

近隣の直方市、宮若市や小竹町など、工業団地を整備している自治体でも企業進出の声は聞こえて来ないのが現状であります。

このような状況でありますが、町として町有地や私有地について積極的にPRし、町の浮揚に繋がるよう企業や商業施設の積極的誘致に努めて参りたいと思っております。以上です。

○議長 日髙 直幸君

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

今、町長の説明でまだ問い合わせがないということが1つと、インター完了後に取り組ん

で行くということですので、このことをしっかり取り組んで頂きたいと思っております。

3番目、インターチェンジ工事が集中的に行われています。一つ懸念されるのは、梅雨前の水害対策です。県もご覧のとおり集中的に県道の整備をやっています。その中で中央を流れる六田川、上流は金木原用水路になっていますが、これらを全て横断して県道が整備されています。

梅雨時はこれが防波堤になって水掃けが悪くなるのではないかなと心配しています。特に雨期には住宅地、農地が冠水することもあることから、十分に配慮して頂きたいと思っております。そこで対策について町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

インターチェンジ周辺の住民の皆さんにおかれましては、工事の進行に伴い、雨期の想定外の水害等の発生を心配され、その対策として環境整備について懸念されている向きもあるかと思います。

町としても工事を進めて行く上で、県において慎重な配慮をして頂くよう、繰り返し申し入れをしているところであります。今後も工事完成に向け、県と緊密な連携を取りながら、万一不測の事態が想定される事となった場合には、県に於いて直ちに対応して頂くよう重ねて慎重な配慮を求めてまいります。

この六田川についてはインターだけでなく、以前からこの問題については行政としてもいろいろな面で取り組みをしていますが、其処までに至っていないというのが現状であります。少なくとも、インターに係る災害の事故が発生されると懸念された時は、直ぐ県に申し入れをすると。県とも事前の打ち合わせをやっていることはご理解して頂きたいと思っております。以上です。

○議長 日髙 直幸君

以上で久保田正之君の質問を終了します。

次に13番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

○13番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について一般質問いたします。

1点目は、住宅リフォーム助成制度についてですが、具体的に中身に入る前にお聞きします。 福岡県では民間建物耐震化計画を策定し、2015年までに90%の耐震化を目指していますが、町としてその促進に向けて県との協議や、具体的なアクションを起こしているのかお聞かせ下さい。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

民間建物耐震計画の促進はということでございます。県が策定しています福岡県耐震改修

促進計画の中で耐震化の目標を設定しまして、県内の住宅は約193万6千戸あり、その内、 耐震性がないと思われる住宅は44万戸。県では全戸数に対し、平成27年度までに90% の耐震化率を設定しています。

この目標達成に向けて、県に於いて耐震診断アドバイザー制度が創設され、福岡県建築住宅センターが相談窓口となって木造住宅を対象に一軒当たり3,000円の負担で、県が主催する講習会を受講した建築の専門家による耐震診断を受けられる制度が作られています。この制度については、県が策定しているパンフレットが各市町村に配布されています。建設課が窓口となって県と連携し啓発活動を行っています。

今年の3月の鞍手広報では、耐震診断アドバイザー派遣制度についても紹介をしてまいりました。今後も啓発活動を行って行きたいと思っております。以上です。

○議長 日髙 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

3月の広報でアドバイザーの紹介をしているということですが、まだまだ周知が足りないと思います。耐震診断を行って、これは危ないということが分かって、それから今度は耐震化の工事、リフォーム等を行うということで、県は2015年までに90%という目標を持っていますが、町としてそこを促進するような、町長の所信表明でもありましたように、安全で安心な住宅ということは、公共施設に限らず、普段毎日生活する住民の皆さんの家を、大きな地震が来ても大丈夫な家にして行くということから、もっと具体的に、先ずはアドバイザーでしょうが、そこの周知徹底と耐震化を促進していく、何かの事業を起こして行かないといけないと思います。その点についてはどうでしょうか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

事業を起こすためには今、県、国等の補助制度がございます。その辺のところは後段でこういう質問になろうかと思いますが、今から県、国がどのようにして行くかということが今後の問題になるでしょう。

町独自として、安心安全という言葉がありますが、鞍手町の非常に弱いところは、昔の炭 坑社宅の跡地が老朽化しているということもあります。町営住宅も耐用年数も古いからそう いうところもあると思います。そういうところについては、今後事業として活動しないといけないのですが、公のものについては手当をしていかないといけないが、民間についてそこまでの予算措置がどういう形になって行くか、県と市町村がそういうものを含めて摺り合わせをするというふうに聞いています。町として具体的に入っていません。以上です。

○議長 日髙 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

耐震診断アドバイザー制度を利用することを、今からもっと周知徹底をして頂きたいということと。鞍手町内の住宅がどういう状況にあるのかを把握しておく必要があると思います。 先程県内の状況を町長がおっしゃいましたが、町はどうなのかということで言えば、把握されていないわけで、先ず把握して後は具体的に、財政的に厳しい状況でありますから、県の援助も受けながら是非対策を練って頂きたいと思います。

次に、昨年来から深刻な経済危機の下、失業や倒産は底なしの悪化が続いています。日本 共産党はこれまでの政治が進めてきた大企業奉仕型、外需依存型の経済対策を抜本的に切り 換え、内需拡大の経済対策を国政でも要求しています。

今回の住宅リフォーム助成制度の提案は、その具体的提案の1つです。特に建設不況と言われる事態が続き、中小零細企業の廃業、失業が相次いでおり、少なくない職人さんが生活保護を受けざるを得なくなったり、自ら命を絶つ人が増えたりする状況です。

こうした中、住宅リフォーム助成制度の創設で、中小業者の仕事を確保して欲しいという 切実な声が上がっています。この制度は、過去に何度も説明していますが、簡潔に述べます と、住民の方が個人の住宅をリフォームしようとするときに、町内の中小業者に工事を依頼 すれば工事費の1割を助成するものです。

長引く不況の中、町民からも業者からも期待され、地方自治体で急速に実施が進んで来ているのがこの住宅リフォーム助成制度です。実施している自治体は、今年3月末現在で30 都道府県の154自治体があります。

昨年5月に調査されて、急速に1.8倍に増えています。県内では筑後市が昨年8月から、 大木町と筑紫野市では今年4月から地域経済の活性化に大いに効果があるとして導入してい ます。この助成制度は中小業者の仕事確保、経済、雇用効果、環境、温暖化対策、安心安全 な住居について大きなメリットがあると思いますが、町長の答弁を求めます。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

住宅リフォーム助成制度の実施をというご質問ですが、住宅リフォーム助成制度を設けますと、質問者が言われますように、住民の方が住宅リフォームを取り組み易くなり、町内業者が潤い税収も上がって来ると。経済の波及効果は環境問題の対策になると思います。

経済の波及効果と環境問題の対策になるということは理解していますが、厳しい財政状況の中で新たな事業展開は困難であるということをご理解して頂きたいと思います。現在では 鞍手町高齢者すみよか事業や、障害者のための住宅改修事業で、住宅のバリアフリー化のための事業を行っていることについてもご承知のとおりでございます。

また、国に於いても住宅エコポイント制度が創設され、テレビ等で放映されています省エネ基準を満たす木造のエコ住宅、新築及び断熱材改修等のエコリフォームの工事を行った時にエコポイントが発行されることになって、利用もしやすくする仕組みとなっています。

町の対応は難しいところでございますが、こういう国の制度を活用して頂くよう、今後広

報やホームページ等を利用して、住民に周知して行きたいと思っております。以上です。

○議長 日髙 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

住宅リフォーム助成制度をやることによって、先程言いました4点について、メリットがあるという理解はしているということですが、先ずどういうメリットがあるかについてお話をさせて頂きたいと思います。

先ず、中小業者の仕事確保についてです。住宅リフォーム工事の多くは小規模です。地域の工務店、大工さん等、中小零細建設業者に発注されることになります。助成制度の創設を期に、これまで控えていたリフォーム工事を発注する町民も増えることは間違いないと思います。

中小業者の仕事が確保される効果についても絶大だと思います。業者に取ってもリフォーム工事を進める営業活動の有効な材料ともなります。

次に経済の雇用効果についてですが、工事費の1割を助成する制度ですから、単純計算で500万円予算を付けますと、例えば上限が10万円にすれば最低でも5千万円の工事が発注されるということになります。

更にリフォームを期に、カーテン、家電、家具といったものを買い換えるという間接的な 波及効果も生まれると思います。経済効果は宮崎県日南市で13.9倍、また20倍になったというデータもあります。少なくとも5千万円どころか7千万円、8千万円というような 効果が生まれることになることは間違いないと思います。建設労働者や職人さんの雇用維持、創出にもなります。

更に環境、温暖化対策では、地球温暖化防止や資源の有効活用といったものは、人類的な課題となっていますが、住宅についても、壊して新築からより良い物を長く使う上の転換が叫ばれています。住宅リフォームは地球に優しいものとしても大いに、これから促進されるべきだと思います。

この助成制度の案では、断熱工事や太陽エネルギー導入工事、これも助成の対象にするべきだと思いますが、こういったものが家庭の電気、ガスの使用量を減らす効果もあります。 地元の材木業者からも買うということにも繋がって来ると思います。

安心安全な住居、先程耐震化のことでも言いましたが、耐震化の住宅にするということでいえば、助成制度をすればその仕掛けにもなると思います。安心して住み続けられる住居にするというのは、町民の皆さんの願いだと思います。耐震強化、防犯機能強化にする住宅改修を行うことによって、町長が言われる安心で安全な町づくりを行うということが出来ると思います。

今、申しました4点について、もう一度確認させて頂きたいと思います。町長はこのメリットについてどう思われますか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

メリットについては、質問者が言われるように理解はしていますが、助成制度ということは、町は応分の財政負担が伴うから、行政としてその辺が一番財政的に余裕のないということで、目下健全財政に取り組むのが第1目標として頑張っているところでございます。

その精神は良く分かりますが、問題はその辺の裏付けとなる町の財政がどうなのかということと、後段で質問されると思いますが国、県の助成をどういう形で町がして行くかも見ながら、今後進めて行きたいと思います。何れにしても、一番のネックは町の財政状況が裕福でないということをご理解して頂きたいと思います。質問者の言われることは理解していますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 日髙 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

政府の2010年度予算を見ますと、これまでの補助金や交付金が原則廃止されます。新たに社会資本整備総合交付金を創設して、2兆2000億円が計上されています。この交付金は、地方自治体が社会資本整備に自由に使えるものです。筑後市では地域活性化・経済危機対策臨時交付金を使って1千万円の予算を付けてやっています。

こういう予算を使って助成制度を実施して頂きたいと。町長が1期目の時に言われたのが、 行財政改革は進めて行かないといけないと。ですが、マイナス思考だけでなく、プラス思考、 攻めの行財政改革もやって行く必要があると言われていました。

先程から言いますように、経済効果があるということですから、町内業者の仕事が増えれば、税金もその分入って来ることにもなります。是非検討して頂きたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

地域活性化の分については、私も勉強不足でありますが、そういうことがあればどしどし 活用させてもらいますが、これが対象になるかどうかを含めて勉強させて貰いたいと思いま す。

地域活性化資金というのは、主に使っているのが消防自動車の関係ですが、こういうもの に利用出来るとするならもう少し検討、研究させて頂きたいと思います。あれば取り組んで 行きたいと思います。以上です。

○議長 日髙 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

先程言いました地域活性化の問題については、消防自動車は必要なものですが、これが経済危機対策になるのかどうかということで言えば一寸疑問があります。それよりも活性化を

するためにはこういう助成制度をやるべきだと思います。

先程 すみよか事業のことを言われましたが、この点については住民税の非課税の方だけです。町も予算を組んでいますが、それが全て使われているというような状況ではありません。助成制度と一緒にすみよか事業も是非使いやすい制度にして行くということで、これは県の単独事業ですから、バリアフリー化をしようという考えがあるとすれば、そういうものも是非、町民が直ぐにでも使えるというような制度にして頂くために、県に是非要望して頂きたいと思いますがどうでしょうか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

すみよか事業については県の事業であるということで、助成の問題、取り組みやすいように要望してくれということでございます。

そういう関係課に、私の方からも要望はして行きます。以上です。

○議長 日髙 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

助成制度についても、福岡県内でも3つの自治体がやっている状況ですので、そういう身 近なところを見ながら、是非前向きに検討して頂きたいと思います。

次に、口蹄疫問題について質問させて頂きます。

4月20日に確認された宮崎県に於ける口蹄疫はその後被害を広げています。この問題については、宮崎県だけの問題ではなく、戦後最大の畜産被害となっていること。またバイオセキュリティが高いはずの宮崎県家畜改良事業団にまで感染が広がっていること等から、国の畜産の根幹を揺るがす事態となっていることは間違いありません。

福岡県の担当者にお聞きしても、現在の発達した交通網から言えば、県内の感染も時間の問題だと話されていました。また、九州をはじめいくつかの県に於いては、家畜市場の閉鎖に伴う収入途絶や、畜舎等の消毒経費増など、生産者の負担と不安は広がっています。

そこで、町内の畜産業の状況について、どのように把握しているのかお答え下さい。

○議長 日髙 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町内の畜産業の状況はということでございます。本町の畜産業者は肥育牛業者が2軒でしたが、1軒が5月27日に全頭出荷されましたため、現在1軒で250頭を飼育しています。

口蹄疫の対応としては、福岡県北部家畜保健衛生所から消石灰及び消毒剤が配布され、農家で散布等を実施し対応されています。尚、鞍手町独自の家庭用ペット等も把握しながら、消石灰、消毒液を配布し終わっています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

消毒等は配布されてやっているということですのでそれは良いのですが、家畜の健康状況 も既に確認はされているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

担当課が畜産業者の方に個別で聞き取り調査をしています。口蹄疫は家庭の山羊、豚、猪も関係あります。そういうことについては把握していますが、問題は空気伝染ですので、一旦飛んで来たら大変です。高速道路、主要箇所には防疫体制は取っています。

鞍手町も準備態勢は産業課で持っています。2市2町、鞍手、小竹、宮若、直方等での体制の段階で話はしていますが、今は自分のところに準備室を作って対応している状況になっています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

健康状況は大丈夫だということですが、これからどうなるか分かりません。そこは逐次農業者の声の聞き取り調査を是非やって頂きたい。家畜の健康に対しても今は大丈夫と言われても、風評被害が今後懸念されるところであります。

風評被害を防ぐための正確機敏な広報活動も是非やるべきではないかと思いますが、その 点についてはどうでしょうか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町内については全戸配布ということです。もう1つは風評被害ということでございますが、 結局鞍手町としては、症状が起こって人体に無害であるということまではしていません。

状況としては、よだれをたらすとか、鼻水を流すということで、この状況を見ながら早く 情報が入れば皆さんに流して行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 日髙 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

風評被害によって、例えば肉を買わないということにも影響、経営の被害にも影響が出て 来るのではという気がします。その点についても是非畜産農家の声等を逐一聞いて頂きたい と思います。

県も消毒、消石灰を配っているという状況でしょうが、県と国の感染防止対策はどうなっているのかを町でも掴んで頂きたいと思います。どのように把握されていますか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

県と国は常に情報交換をしながら県が動いている、県が市町村に指示を出すということで、 田川にある県の防疫畜産保健所の方から来て説明を受けています。その時の状況によって、 早めに対応して行くということになっています。県は国と常に情報交換をしているというこ とでございます。以上です。

○議長 日髙 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

先程、町内の畜産業者は今のところ1軒ということですが、その声を聞いた上で国、県の 感染防止対策では足りないところがあると思います。そういうところに畜産農家の声を是非 取り入れて頂くような要望、対策を是非やって頂きたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

1軒というのは皆さんもご存じでしょうが古野牛です。古野さんと個別に、この問題について話しました。非常に神経を使われています。

人の出入り、空気伝染というのは防疫が非常に難しいということです。畜産業者は何処からどうなって来ているのか、私達や県以上に関係者は情報を持っていますが、それはこうなったということは言葉を控えさせて頂きます。250頭をパーにするのは大変です。相当神経を使われています。

私にも病気がうつるから来るなというわけです。本人が役場に来るということで、役場で この話をしました。実態はそのくらい畜産業者の方は気を使っています。

一番恐いのは野生の猪です。これが持って来たらどうしょうもないのです。そういうこと も言われていました。以上です。

○議長 日髙 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

町長が言われました猪の対策も今後強化して行かないといけないと思います。その点についても是非県に要望して頂きたいと思います。

畜産農家の方が一番危機を感じられていると思いますが、その方の要望を今後届けて頂きたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 日髙 直幸君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、11番議員 毛利喬君の質問を許可します。

○11番 毛利 喬君

通告に従いまして質問いたします。

1点目は、町有地の有効利用についてということです。私も手元に資料頂いていますが、町 有地と言われる土地がどのくらい、何処にあるのかお尋ねします。

その中には、純粋な町有地と町が個人から委託されている町有地という形で上がって来ている面もありますが、大きいところだけで結構です。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

町有地がどのくらいあるのかということでございます。主な町有地は、1へクタールを超えるものを列挙しますと、企業誘致のための用地として室木用地、小牧用地及び中山用地2箇所でございます。この4箇所については、企業誘致のための用地としてパンフレットを作成しまして、PRを行っているところでございます。4箇所の有効面積の合計は33へクタールとなります。

各用地の概要については、担当課長より説明させて頂きます。民有地と町有地の2通りしかありません。そのように理解して頂きたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

企画財政課長。

〇企画財政課長 白石 秀美君

只今、町長から説明がありました4箇所の用地の概要について説明いたします。

工業用地としての室木用地は、室木字谷の山、他宮若市との境界に位置する土地で、有効面積は約20~クタールでございます。工業用地としての中山用地は、中山字長崎、旧農業鉱害試験場の東に位置する試験田跡地で、有効面積は約1.3~クタールでございます。

住宅用地としての小牧用地は、大字小牧字伊予谷他、現在の九州工業技術専門学校周辺に位置する土地で、有効面積は8.7~クタールでございます。同じく住宅用地としての中山用地は、大字中山字石ヶ崎、旧鞍手分校跡地と旧農業鉱害試験場跡地を合わせた土地で、有効面積は約3.0~クタールでございます。以上です。

○議長 日髙 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今、町有地だけお伝えしましたが、民有地もある一定の大きさの面積については、地権者の希望により、町の企業立地のガイドに搭載しています。箇所としては、泉水のブドウ園が可成り大きな面積がございます。それと中山の山田丸ヶ内用地として土地を掲載しています。 大栄コンクリート跡地も紹介していましたが、これはナガワが進出しています。

ミサワホーム、今はミサワテクノですが、ここのグラウンドが処分されていますが、此処 には現在、若松メカニックスが立地しています。古門に一定の広さの土地、上木月も農地で すが土地がございます。そういうものが個人所有地ですが、ある一定の大きさの部分については、町の適地ガイドに搭載してPRをしています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

町有地、民有地の話が出ましたが、町有地の場合は町が保管しているものと分かりますが、 民有地とはどういう関係にあって、民有地をどうして町が工業誘致のためにパンフレットま で作って紹介しているのか、その辺に何らかの契約があるのかどうかをお願いいたします。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

民有地については個人の申し出ということで、個人の意志を尊重しながら、こういう物件があるから町も斡旋して下さいということで搭載しています。町が此処を売りなさいということは一切ありません。あくまでも民有地の地権者が、工業用地、住宅用地で売れるものがあれば売って下さいという申し出の基で挙げているということです。以上です。

○議長 日髙 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

民有地の問題は分かりました。民有地も地図、パンフレットを見ても非常に利用価値の有 りそうな所もあると思います。

町長が1期を務められ2期目に向かって発足しているわけですが、1期目から2期目にかけての間、町長が4年間過ごされた中で、この動きが町有地、民有地としてありますが、工業誘致として鞍手町が4年間で、町長の1期目の時に2社程契約が済んでいますが、それ以外にまだ沢山の所が残っているようです。1期目の4年間で現在残っている土地について結果が出ていないので、どのように努力されて来たかを具体的に教えて下さい。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

企業適地については、県の企業立地課や財団法人福岡県産炭地域振興センター所属の企業 誘致アドバイザーの指導を受け、民有地を含めた企業立地ガイドや適地ごとの個票・チラシ を作成し、福岡県を通じて各機関や首都圏、近畿圏での企業立地セミナー等で紹介をして頂 いています。

また、担当課窓口に於いても、具体的な説明、PRが出来る体制といたしています。実績としては平成19年、株式会社ナガワ、北九州珪藻株式会社の進出があり、株式会社若松メカニックス京の上工場の新規建設等がありました。

また、企業の進出条件整備として、インターチェンジ等のインフラ整備を活用した用途の

見直し、農用地の指導等面整備に努めて来ました。

この他、私が上京する際には、自らトップセールスマンとして企業適地の紹介を県の東京 事務所企業アドバイザーを通じ、積極的に展開してまいりましたが、厳しい社会経済情勢の 中、思うようには行かず、成果を得られない状況にありました。

昨年4月には、鞍手町産業情報ネットワークの構築のため、頑張る鞍手応援隊を立ち上げました。これは主に鞍手町出身の方で、現在首都圏の企業等に於いて、活躍されている方を企業情報アドバイザーに委嘱し、本町と首都圏等の企業の橋渡しをして頂こうというもので、現在5名の方に無償で協力をして頂いており、機会あるごとに故郷鞍手町をアピールして頂いているところでございます。以上です。

○議長 日髙 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

町長が一生懸命4年間頑張ったということは分かりますが、結果が出ていないものは、 我々としては、このままではいけないのではという考えが出て来るわけです。

今後この問題についてどのような対策を考えられているのかお尋ねします。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

今後どのような対策をされるのかということでございます。現在出口の見えない景気低迷の中、休用地の成果に繋がる結果に至っていませんが、今後の対策については、このネットワークを近畿圏にも拡大しまして、更なる誘致確保を進めて参りたいと考えています。住宅適地についても、町内には大和ハウス工業、ミサワテクノの大手の住宅関連の企業がありますので、この辺を誘致企業として関係機関と連携を密にして、住宅団地整備及び分譲等について情報を交換等、積極的な動きを行って行きたいと思っております。

今は非常に景気が低迷しているので、筑豊の工業団地等が売れていないということもご理解して頂きたいと。とは言いながらも設備投資はした方が良いと思いますが、塩漬けになるということも懸念されます。私としては企業誘致をある程度見ながら、オーダーメードで団地造成をやって行きたいと考えています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

私は手元に柴田好輝のお約束ということで、選挙の時に出されましたパンフレットを持っています。先程の久保田議員も若干そういう問題に触れていましたが、過去4年間経ったが2つだけ話が出来て後はそのままだという。

今から4年間、またこのままというわけにはいけないと思います。町長が言われるのはパンフレットに書いたことを、実行出来るのだということで出されているようですが、私はも

う一歩進んでこうしてみたらどうかということを一人で考え、もう少し具体的に、何々委員会とかというようなものも作りながら、複数でこの問題の解決に当たってはどうかという考え方を持っています。

昨日の新聞に、宮若市の市長さんの方へ、町づくりのための施策をやっていて、その委員会が作り上げたものを市長に渡した。その発表会が13日にあるということが新聞に出ていました。4つか5つの区分に分かれて町づくりのための施策を練っていました。

こういうものも鞍手町に欲しいのではないかと。今鞍手町の財政の問題、いろいろな政策の中で、外部の人が入りやっていますが、それもいいでしょうが、町長を中心にした本気で鞍手町をどうするか。鞍手町に息を吹き返えさせるためには、どうしたら良いかということを考える時期だと思っておりますので、そういう方向で話を進めて貰ったらどうかということが1つ。

もう1点は、毎年11月3日には少年の主張というのをやっています。あの中でも時々鞍 手町のためにこうしたら良い、ああしたら良いという幼い子ども達の希望が出て来ますが、 そこは出るだけで、一つも取り上げられる状態までは来ていません。

この際、鞍手町に対してどうあったら良いと思いますかということを、子どもに聞いて見るのも1つの方法ではなかろうかと。中学生、小学生もそれなりに希望を持っていると思います。

今の鞍手町の状態がこれで良いとは、子ども達も決して思っていないと思います。それも 1 つの方法ではないかと。業者を探し、業者に見てもらうということも大事ですが、色々な 面で、町長が中心になって資料を集めながら 1 歩でも、2 歩でも、今の状態を打破するよう に努力をして貰いたい。そういう方法を考えて貰ったらどうかということを申し上げます。 その点についてお願いいたします。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

毛利議員の言われることはごもっともでございます。そういう方向で進んで行かなければ いけないと思っております。

11月3日の青年の主張等についても、教育長も居られますので、この辺はそこの機関で研究をして頂きたいと思っております。元気ある町づくりについては、絶対やっていかないといけないと。どういう手法を使うかということについては検討課題でございます。今年は総合計画を作る年になっています。そういうことも踏まえ、どうしたら良いかは、私は一貫して郷土の町づくり、互助と協働の町づくりを基本理念においてやって行きたいと思っておりますので、何か良いアイディアがありましたら、私の方にもご指導して頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長 日髙 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

色々申しましたが、努力されまして良い結果が出るように頑張ってお願いいたします。

地上アナログ放送から、地上デジタル放送に移行ということで、私は平成18年12月の議会の時にこの問題を取り上げました。私が質問した時はアナログからデジタルに変わるとすると、テレビを買えば10万円以上掛かる。チューナーでやれば6万円ぐらい掛かるだろうと言われていました。

今はそんなに高い金額にはなりませんが、18年の時はその位していたということで、これは大変だと。老人、生活費に困っている人達も沢山いるのに、金が無ければ大切なテレビも見られないので、こんなばかなことがあるかということを感じましたので質問をさせて頂いたということです。

現在では、広報も入っていますし説明会も有ったようですが、私が最初にアナログからデジタルの話が出た時は、何でアナログからデジタルになるのか。何で高いお金を出してテレビを買い換えないといけないのかということが一般の人には多くありました。

その話が進むに連れ、国の政策の中、現在の通信の問題から、当然10年経ったら新しいものに変わるのだということになってきた。それは理解出来るのですが、実際に現在の段階でもチューナー、新しいテレビを買うにしても、3年前と比べたら相当値段は下がっていると思います。やはり今有る物を無くして、新しく作るためには若干の費用は掛かる。そいう人達のためにどのような話をして了解を得、皆さんに分かって貰うかということで説明会があったと思います。この説明会についての記録はあると思いますが、何ヶ所ぐらいやられて、どのくらいの人がお見えになったのかをお尋ねします。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

テレビの地上アナログ放送は平成23年7月24日で終了します。地上デジタル放送に完全移行しますが、この地上デジタル放送移行への周知、広報活動については、本町では平成18年10月号の広報紙から関係記事を掲載しており、平成21年度は偶数の月の広報紙に掲載。更に本年度は4月号から毎月掲載をしています。

本年1月には、総務省テレビ受信支援センターと連携を取りながら、町内全戸へ移行準備促進と、町内、地域説明会の開催チラシ等を配布し、2月には各校への協力を頂きながら支援センターに居る高齢者や、障害者を対象にした町内説明会が開催されています。

各、説明箇所と何名かについては担当課の方から説明させて頂きます。

○議長 日髙 直幸君

企画財政課長。

〇企画財政課長 白石 秀美君

鞍手町で地デジの説明会を2月22日に南区の公民館から始まり、2月28日までに、全部で26回行っています。

参加人数は420名。1回当たりの平均で行きますと16.2名ということになります。 参加者の中には中高年の方が多く居られました。若い方、家族で出られている方も居られま した。

主な質問や意見として、地デジ放送を見るために必要なものは何か、どれくらいの価格か、 或いは室内アンテナでも見られるのかといったような質問が主だったと聞いています。

21年度は説明会を開催ということで、支援センターの方からはそういう形でしたが、22年度については相談会に重点を置いて実施する予定ということで、公共施設のロビー等に一定期間駐在するような形とか、或いは地域のイベントに併設するような形で相談会をやって行きたいということの通知があっています。具体的なことについては、また打ち合わせをするということになっています。

○議長 日髙 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

今の説明で大体分かりました。

先に進みます。問題は経済的に困難な人達に対して、国はどういう方法で援助して行くといわれているのか。それを受けて鞍手町ではどのようなことをされる予定であるのかをお尋ねいたします。

○議長 日髙 直幸君

町長

〇町長 柴田 好輝君

具体的には、NHK放送受信料が全額免除されている世帯で、生活保護等の公的扶助を受けている世帯。2番目は、町民税が非課税の障害者の世帯。3番目は、社会福祉事業施設に入所されている人。これらの要件に該当する方については、簡易なチューナー受信機を無償給付が得られます。またアンテナ工事が必要な場合は、その支援も受けることが出来ます。

対象者の方々には国の経済支援を有効に活用して頂きたいと、担当窓口において申請方法 等、情報提供を行っています。町内の全世帯が完全移行出来るよう、広報紙等を通じて啓発 に努めて参りたいと思っております。

鞍手町としては、今のところそういう対象世帯はありません。以上です。

○議長 日髙 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

課長の方で何か具体的にありましたらお願いします。

○議長 日髙 直幸君

企画財政課長。

〇企画財政課長 白石 秀美君

国の支援については、基本的に生活困窮者世帯への支援ということで、町長の回答にもあ

りましたように、NHKの放送料が全額免除になっている世帯ということになっています。 全額免除になっている世帯の方々には、5月下旬にNHKから証明書と支援申込書が送付さ れていますので、それに記入して頂いてセンターの方へ送って頂ければ必要な支援が受けら れると。センターの方から予めその世帯に確認をして、テレビの使用状況、ビデオ等の状況 も確認した上で伺うということです。

窓口に問い合わせにお見えになる方がいますが、NHKの全額免除制度をご存じないというケースの方も居られまして、そういう方には、先ずそこから手続きをして頂くように情報を提供しています。

窓口は企画財政課の方でもやっていますが、生活保護世帯については、福祉の窓口。或い は中国残留邦人、障害者世帯等についても福祉の方が窓口になっています。

社会福祉施設の入所者については企画と福祉で一緒に対応しています。ハンセン病の方の窓口は県の保健医療介護部健康増進課疾病対策係が窓口になっています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

窓口事務は大変と思いますが、よろしくお願いいたします。これで私の質問を終わります。

○議長 日髙 直幸君

以上で毛利喬君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時38分 再会 14時49分

○議長 日髙 直幸君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に6番議員 岡﨑 邦博君の質問を許可します。

○6番 岡﨑 邦博君

通告に従いまして質問をいたします。

今回は2点について質問をいたします。

- 1点目について外部評価委員会の評価結果に対する町の対応について質問をいたします。
- (1) として平成21年度において外部評価委員の皆さんが精力的に協議をした結果、評価結果が出ていますが、22年度の当初予算には反映されず、6名の委員全員が廃止とした事業まで予算計上されており、外部評価が成果に結びつくまでに至っていませんでした。ただ、削減見込み額としては一般事業費で669万円、人件費で68万5千円と試算をし、6月か9月の時点である程度の額が確定していくとの答弁もありました。

3月から3ヶ月が経過しましたが、6月定例会で補正予算も行われています。評価結果を

踏まえ検討された結果どの程度予算に反映されたのかをお尋ねします。

○議長 日髙 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

平成21年度外部評価では全21事業を対象に外部評価を実施しました。評価結果の内訳 として現状維持が2件、費用改善が10件、コスト縮小が6件、休廃止が3件でした。

町ではこの外部評価の結果を受け、事業の進め方等今後の取り組み方針を決定し、その内容 は広報4月号や町のホームページで住民の皆さんに公表しているところでございます。

尚、この行政評価の取り組みは予算削減だけを重視している取り組みではありません。人件費を含めたコスト計算等、行政が実施する事業を計量的に評価し、事務の合理化、業務の改善、職員の意識改革、人材育成に繋げていくことも行政評価導入の狙いであります。 予算の削減だけでなく、目に見えない効果もあると考えております。

ご質問の22年度当初予算への反映については担当課長より回答させます。

○議長 日髙 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

平成22年度当初予算への反映状況を説明いたします。

情報通信技術講習事業21万8千円、共済備品整備事業374万円、合計395万8千円を 削減し、当初予算に反映しております。また平成22年度当初予算で反映出来なかったもの については、関係機関等と調整後に適宜補正予算で対応することとしています。

ふれあいフェスタで47万7千円の委託費削減、長谷別館については8月から休館し、10月から閉館の予定としておりますので長谷別館施設管理運営事務費を休館以降の分として136万9千円の削減効果を見込んでいまして、9月に補正を予定しています。この他に敬老の日の事業で45万2千円、これは今回の補正予算に計上しており、合計で229万8千円の削減予定で、今後予定のものと当初で削減しているものを合わせると625万6千円の事業費が削減出来るものと見込んでいます。以上です。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑 邦博君

○6番 岡﨑 邦博君

3月の時からは随分とご検討頂いて外部評価委員の皆さんの努力が成果として結びついていると考えています。

次に22年度で評価対象となる事業として、事業は約400あるということでしたが、効率的に尚かつ効果を上げるためには、事業に対する優先順位をどのように決めていくのかが非常に重要になってくると思います。22年度において事業数と、事業総額についてどのようにお考えになっていますかお尋ねします。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

22年度の評価対象事業の優先順位をどのように決めるのかということですが、外部評価での対象事業の選定に当たっては、行政側が選ぶのではなく外部委員の方に事業を選んで頂くことが望ましいと考えております。平成21年度の外部評価についても住民アンケートに掲載した事業以外は、町が自主的に実施している事業を中心に外部評価委員の方に優先順位を決めて頂き、その優先順位の高いものから評価の対象としました。

平成22年度の外部評価については、同様のやり方で進めたいと考えております。効果が 見込める事務事業から取り組んで頂くよう要請するつもりでおります。また平成22年度対 象の事業数と事業費総額については現在各担当課において一次評価の作業を進めています。 現時点では把握出来ておりませんが、各担当課の作業を7月中旬までに予定しておりますの で、その後事業数と事業費総額を確定させる予定になっています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡﨑 邦博君

優先順位については外部評価委員さんに選んで頂くという説明でした。委員さんに選んで頂くについても、行政の方で事業内容、事業規模についても説明をして頂くことが重要かと思っております。特にこの事業については町長の肝いりの事業で、所信表明にも町は依然として厳しい財政状況下にあるということで、継続して更なる行財政改革に取り組み、財源の安定確保を図るということも述べられていますので、町の歳入が増える見込みもない中で如何に財源を確保するかということについては、行財政改革が一番重要になってくると思いますので、より効果が上がるような外部評価委員を通して評価をして頂き、それを受けて町が成果に結びつくように取り組んで頂きたいと思います。

3番目は、評価結果に対して何時までに町の方針は決まって、評価結果を成果に結び付けているのか。また町にタイムスケジュール、また体制がどのように取られているのかについてお尋ねします。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

事業項目で評価項目が403となっています。この中に21項目ということで、優先順位となっていますが、21年度の外部評価について関係機関と調整が必要であり、現時点で予算に反映出来ないものについては平成22年度の補正予算で適宜対応するという予定にしております。

21年度の外部評価は11月から1月までに実施しましたが、平成22年度の外部評価は23年の当初予算に反映出来るように早めに取り組むことにしております。7月中旬までに予定しておりますので、行政内部の一次評価の作業終了後、8月頃から開始に踏み切るものと

考えております。

評価結果については各担当課で検討の上、内容協議をして方針が決定次第、実施と成果に 結び付けたいと思っております。現在はどういうものがあるか各課が調査をして出しており ますので、これを踏まえて7月中旬に実施したいという状況です。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑 邦博君

○6番 岡﨑 邦博君

私が尋ねたのは外部評価結果が出てきた後、どういう体制があって、それについて検討して何時までに町として対応することで予算または行財政改革の対応をしていくのか。行政としての手順なり、スケジュールなりがあれば教えて頂きたいとお尋ねをしました。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

当然これは行政評価、総合計画、そういうものが一連として絡みがあります。少なくとも 3月までには皆さんの前に出していかなければならないと。ソフト面は時間を掛けてもいいけれどもハード面、事業の予算に係る問題は行財政改革に合わせて進めていきたいと考えています。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

町民の方から町の広報紙を見て評価結果が出ていますが、それに対する町の方針としてほとんどが検討するとか努めるとか取り組むとかできちんと日時も定められていませんし、どのように何時対応するのか分からないと。町として評価結果が出てどのように取り組むのかを私は尋ねられたわけです。今回最後に町は何時までに対応を出すのかをお尋ねしました。答弁が出来ればお願いしたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

代わってお答えいたします。まず、手順としては外部評価委員会で評価結果が出ます。それを最終的にまとめて町への意見書という形で出して頂きます。評価結果については各課でその内容を精査して頂きます。意見として出たもので対応出来るかどうか、それから入ります。当然関係機関、関係団体がいろいろありますので、そういうところと調整して頂き、実施出来る場合は何時までに出来ると。広報には途中経過として載せていますので、そういうところまで出ておりませんが、現在一次評価をまとめていますというのは昨年あったものと含めて残りの事業についても本年度これについてはどういう考え方をするのか。昨年を基にして本年度はどのようにしていくという原課の考え方を出して頂きます。それを外部評価に

掛けて評価結果を受けて、最終的に町長ヒアリングを受けて、最終的に決裁を受けて方針を 出すと。その上で更に原課として何時までに出来るのか。どれだけの削減目標が立てられる のかを現在詰めています。そういうものがしだい整理していきたいと。外部評価に掛けたも のは当然公表していくということになると思います。時期的に何時というのは今一寸言えま せんが、出来るだけ処理して行きたいと考えています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑 邦博君

○6番 岡﨑 邦博君

今の説明で大体分かりました。PDCA サイクルを回すにしても上手く回るかは事業を決めて きちんと対応していかないと滞っていくというか、上手く回らなくなるので成果が出るよう に、外部評価委員さんのご努力が報われるようにして頂きたいと思います。

また、町の財政状況が厳しいことは私も認識していますので、財政だけでなく行革そのものも組織体制の改革も人件費の削減等にも当然結び付いてくると考えています。より一層のご努力をお願いして次の質問に移ります。

2番目、22年度の予算編成に当たってということで、今年は4月に町長選挙が行われた 関係で3月議会に提案された当初予算は、新規事業や政策的費用を盛り込まない骨格予算と いうことで編成されていると提案説明がありました。この6月議会初日の一般会計の補正予 算を提案される際に、冒頭2期目の町政運営に当たりということで所信表明をされています。

この所信表明の中に目新しい事業は幾つか散見されました。今回の補正予算ではインターチェンジの開通式事業費以外は町の事業としてほとんど目新しいものはない予算になっているように感じております。それで今回の補正だけでなく、今後も含めて補正での予算化の可能性も含めて22年度の重点事業は何かをお尋ねします。

○議長 日髙 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

平成22年度の予算編成に当たっての重点事業はということですが、本年度当初予算は骨格予算として編成しており、今議会においては追加予算として約1億200万円を計上しております。どの事業が重点事業かということですが、予算額の高さで言えば当初予算では計上しています中学校の耐震化事業や剣第2保育所建替工事による補助事業、小規模福祉施設スプリンクラー整備に伴う補助事業に予算を集中しています。

私は町政を預かるようになってから1期目の4年間は行政の建て直しを念頭において行政運営に取り組んで参りましたが、依然厳しい状況にあり、今後も行政の建て直しが最優先であるということには変わりありません。よって最小の経費で最大の効果を生み出せるよう選択と集中の視点に立った行財政運営を進めていかなければならないと考えております。

ご承知のように本年4月から6年間、過疎地域に指定され、過疎債を借りることが出来ることは確かに行政的に有利ではありますが、しかし町の将来に大きな負担を強いることのな

いように計画的な運用をしなければなりません。その対象事業についての選択と集中の視点に立って見極めながら取り組みたいと考えています。いずれにしても財政の建て直しを最優先とし、将来の財源確保を念頭におきながら事業に取り組んで行きたいと考えております。 以上です。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑 邦博君

○6番 岡﨑 邦博君

財政の建て直しが最優先というのも分かります。私自身は6月補正の中に何か目新しい事 業があるのかと期待をしていましたが、今の説明で剣第2保育所の建て替えと、介護施設の スプリンクラーの設置についても、これは補助事業で町が直接取り組むのでなくて、民間の 施設に対して県、国、町が補助するという事業になっています。それを除くとインターの開 通式くらいが事業としてあり、それ以外は人事異動に伴う人件費の移動程度かなと思ってお ります。町長の所信表明で言われた数々の事業を実施する上において、今回の補正予算は寂 しいかなというように思いました。その中で安心出来る地域環境やインフラ整備の項目で西 川の改修事業や中山地区の内水型洪水対策に取り組むという表明がありましたが、西川の改 修事業については小木橋から上流は県が20年を掛けて改修する事業かと思います。中山地 区の内水型洪水対策については初めて出てきました。この中山地区の内水型洪水対策につい ては平成11年の6月29日と平成15年の7月11日の2度に亘って上新橋、中本町、本 町で浸水被害が出て、15年9月1日に3地区の区長さんと織田元議員や私たちが中心にな って浸水対策に関する請願を町にさせて頂いております。あれから今日に至るまで任意の会 を立ち上げて六田川の環境とか水害対策に取り組んで来ていますので、それが認められたと いうことで非常に嬉しく思っております。これが22年度の補正で取り組む事業があればお 尋ねしたいと思いますが、如何でしょうか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

確かに地域の方が六田川について鋭意運動されていることは私も知っていますが、決して皆さん方がされたから私が取り上げたわけではないのです。鞍手町の位置づけとしてやったということをご理解頂きたいと。今後これを予算化するということについては、条件整備を重要河川に指定して、これは国交省、県とかいろんな機関が入って解決するかと調査をしているのが実態でございます。西川の改修は一番メインの川ですからここを改修しなければならない。それによって六田川がどのように環境整備で変わるのかと。それと六田川の性格でどのようになっているのか徹底究明しないと。まだそこまで至っておりません。鉱害復旧で上げて最初に上げた所は低くなったという環境的な問題もあります。仮称筑豊インターチェンジから水の道を作って、保有面積が縮小されたということで第2次被害が起こらないかということも勘案しながら、もう少し詰めていかなければならないと思っております。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑 邦博君

○6番 岡﨑 邦博君

私たち住民が活動したのを認めたわけではないと。町の事業として必要だからしているのだという答弁で住民に伝えるとがっかりするかなと思います。私たちも一生懸命平成15年から浸水被害を受けるものとして地道な活動をして来たわけです。それは町として認めてないということで凄く寂しく思っております。ただ、今度のアクセス道路の関係で県としては町道の藺牟田、明道線に架かる藺焼橋については、非常にネックダウンになっていて、ここに水が当たると溢れるということがありました。アクセス道路の水を排水する際にこれより上で排水するとどうしても浸水被害が多くなる確率が高くなるということで、藺焼橋より下流側で排水して欲しいと地元の方では要請をしていました。それは県としてもなかなか飲めないということで最終的にアクセス道路の関係で藺焼橋の架替工事を県がしてくれるという話になっているようです。これは予算的には町の予算との絡みがあるのか、県が全て予算として頂けるのか、この辺は分かりませんが、要するに町の事業で予算として付くようになるのかお尋ねします。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

○議長 日髙 直幸君

岡﨑 邦博君

○6番 岡﨑 邦博君

町の予算が財政状況も厳しいという中での予算編成でもありますので、非常にご苦労もあると思いますが、所信表明で最後に誰もが何時でも住み続けたい、安全で安心出来る魅力ある鞍手町、子育て出来る環境の充実等、若者が定住出来る町づくりの実現を目指し、全力を傾注していくというお話もありました。全て予算が伴って実現していくことでもあります。

選択と集中ということで表現がされていると思いますが、町民自体が鞍手町の将来に希望がもてるような予算付けを今後も考えて頂きたいと要望して私の質問を終わります。

○議長 日髙 直幸君

以上で岡﨑 邦博君の質問を終了します。

次に3番議員 香原 暹君の質問を許可します。

○3番 香原 暹君

私は公金横領問題の責任の取り方について質問をいたします。

本年4月28日に元会計収納対策課職員による公金横領事件に対する裁判で、懲役6年とい

う判決が言い渡され確定しました。町長はこの懲役6年という判決に対して、どのような感想をもたれたか、率直な気持ちをお聞かせ下さい。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

元会計職員に対する刑事罰として懲役6年という判決が出されたと。量刑についての町長の所見をということですが、この件については町民並びに議員の皆さんには大変ご迷惑とご心配をお掛けいたしました。検察官の懲役8年の求刑に対して4月28日に福岡地方裁判所直方支部での第4回公判で懲役6年の判決を言い渡し、5月12日に判決が確定いたしました。そこで量刑に対して私の所見ということですが、私は裁判所の判決に対しては真摯に受け止めているところでございます。以上です。

○議長 日髙 直幸君

香原 暹君

○3番 香原 暹君。

裁判官の判決理由にありますように、本人の公務員倫理の欠如や反社会性が要因ではあるが、町の会計業務等の管理体制が少なからず不十分な点があったことも指摘されております。本件は刑法253条の業務上横領の罪に該当します。この業務上横領の罪の最高刑は懲役10年となっています。この事件の横領額は私の手元の計算では4億4406万円です。

これほどの額の横領がなされたわけでございます。更にその手口が巧妙で計画的犯行であったことに対して、最高刑に近い判決が出てもおかしくはないと思います。

あれほど世間を騒がせた事件であり、鞍手町に対する信頼を著しく落とした事件でもあります。少なくとも我々の感覚では最高10年の刑に相当する犯罪で、実際の判決が6年というのはかなり軽い刑罰であると言わざるを得ないと思います。

私は公判を傍聴させて頂きました。公判で検事が述べていましたが、役場の公金管理が杜 撰であったということを考慮して求刑を懲役8年としたと述べられていました。検察側の求 刑で2年を減にした上に、また同じような理由で判決が更に2年減されています。合わせて 4年減刑になっています。それだけ執行部の責任が大きいということをこの裁判は物語って います。そういう点を考えた上での町長の感想を改めてお尋ねしたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

私は梶原に対する刑は裁判所が決定したことであって、私がどうのこうのという筋合いではないし、刑は真摯に受けると。管理体制が悪かったことは今後こういうことが起こらないように再発防止をやると言明しております。再発防止策を作っております。

言えることは4億とか5億とか。自分たちは実質で2億5792万1195円が町の被害を被った額で、その中に時効性のものもありますし、裁判所は8年を6年にしたと。これは

裁判所が決めることで私たちがそこまで立ち入ることはしてはいけないと。行政としては出来ないことです。だから裁判については真摯に受けるということです。この点は100条委員会を23回も開いて勉強されたと思います。ただ、再発はさせてはいけないということは身命に誓ってやっていくということです。以上です。

○議長 日髙 直幸君

香原 暹君

○3番 香原 暹君

今町長の答弁にありましたように、4億以上実際に盗られているけれども、穴埋め等がされているので実質的被害額は2億5千万円であるという話がありました。そのとおりでございます。ただ、実際にはこれだけの被害額があるにも関わらず、時効が成立しているからということで被害届けについては1億5千万円余りで、結局これに対する裁判がなされていったわけです。従って判決も矮小化されたと私は思っております。

顧問弁護士である太田弁護士のやり取りの中で、新たに横領したお金を穴埋め前に盗ったものを穴埋めしたと言って、新たに盗ったところに穴が空いているのだからそれは被害ではないかと。だから時効に掛からないのではということを主張しました。実際に多くの弁護士はそういう考え方なのです。しかし太田弁護士は右のポケットから盗って左のポケットに入れたのだから、右のポケットから盗ったものは横領ではないと。被害ではないというような理屈で、穴埋めした分は新たな横領があったとしても、それは被害ではないという考え方で被害届けを矮小化して出された。監査意見書にもそのような内容のものが記載されていました。何か鞍手町が受けた被害をことさらに小さくして、これが被害だと言っているような気がしてしようがないのです。その点で町長に判決に対する感想を聞いたわけです。

町長は判決の主旨については尊重するということですので、確かに刑事罰ですので我々が介入する余地はありませんが、出発点において被害額を少なく見積もったという点で誤りがあったのではないかと思いますが、その点について町長のお考えをお願いします。

○議長 日髙 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

議員がおっしゃっているのは被害額と損害額、刑事上の処罰の対象となる額、それと町が本人を含めて関係人に損害賠償を請求出来る額というのを分けて考えて頂ければ、議員がおっしゃるように4億数千万と言われたけれども、これについては累計すればそのようになると。町が損害賠償を請求したのは実質町に損害があった金額ということで、太田弁護士はあくまでも穴埋めした額は被害額ではありませんという話で、損害賠償請求をしたという話で、被害額と本人が盗ったとされる累計した金額とは違いがあると私の方は思っております。

損害賠償請求は本人を含めてされております。元収入役は1300万円、元会計管理者が253万7千円、本人は107万8千円の損害賠償をしております。

梶原については1億1100万円程度の未納がございますので、これも時効に掛からないよ

うに本人に請求していかなければならないと考えております。以上です。

○議長 日髙 直幸君

香原 暹君

○3番 香原 暹君

被害額に対する認識の違いはどうしようもないと思いますが、今も答弁にありましたように賠償されているのは元収入役さんが1300万円、元会計収納対策課長が253万円、本人が107万8千円を賠償していると。残りが相当な金額になります。

刑事罰は5年で時効に掛かりますが、民事の時効は10年でございます。まだまだ時間的 余裕はあります。これは今からどうされるのか。元町長、現町長自身に対する損害賠償責任 についてどのようにお考えであるのかお尋ねします。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

元町長に対する損害賠償請求及び私の損害賠償ということですが、質問者もご存じのようにこの事件は損害賠償をしなければならないのは梶原本人と元収入役、元会計管理者と書いています。しかし私は道義的責任から私の1期目の退職金を30%、額にして435万7440円を減額させて頂いたところでございます。

私が元収入役に対して刑事的責任はないと言われているから、各種団体の方も説明会でが んばれということで鋭意努力されています。その結論までは至っておりませんが、しかし私 は私の道義的責任の下、退職金を30%カットしたということです。以上です。

○議長 日髙 直幸君

香原 暹君

○3番 香原 暹君

議会における100条委員会のまとめで町を統括する町長の責任は重く、前町長、現町長に猛省を促すということが記載されております。統括する最高責任者としての町長には非常に重い責任があるということです。これは弁護士等に聞いても直接自治法上の責任は生じないにしても損害に対する責任は民事上負うということが言われております。

これは是非ともやって頂きたいと。民事裁判を起こすのは町長しかいないわけです。町民がすることは出来ますが、多額の費用が掛かります。個人では出来ないわけですので町長自身が特に元町長に対する損害賠償請求を起こして頂きたいと。これは今起こすしかないわけです。10年過ぎると時効に掛かってしまいます。原因が分からない場合は20年が適用されますが、分かっておりますので10年過ぎたら時効になりますので、直ちに起こして頂きたいと思います。その点は如何でしょうか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

私の監督責任として給料、ボーナスを削減してきました。元町長に私は民事請求をする法的措置をとる意志は全くありません。

○議長 日髙 直幸君

以上で香原 暹君の質問を終了します。

次に2番議員 原 哲也君の質問を許可します。

○2番 原 哲也君

通告に従いまして質問をいたします。

先程、柴田町長は所信表明の中で安心して暮らせる町づくりを目指すということを表明されました。特に防災対策として西川の改修事業、中山地区の内水型洪水対策に取り組むということも表明されています。

ここでお尋ねします。昨年7月25日前後に局地的な大雨が降りましたが、その時に室木、 八尋、新北、中山、上新橋、中本町、本町で床上浸水15戸、床下浸水101戸、応急工事 を含めた災害が51ヶ所で発生しています。特に室木、八尋、新北地区の西川の堤防が氾濫 して浸水が起こっています。この一帯は川幅が狭く蛇行しています。また勾配が少ないとい うことから過去にも氾濫による被害が数回起こっていると聞いております。

現地で見ていましたらブロック2段の堤防があれば氾濫も防げたのではないかと思われる所もございました。

今から梅雨に入ります。台風の上陸も考えられますが、昨年のような局地的な大雨の水害対策として西川の浚渫工事が急がれるところです。浚渫工事の進捗状況をお尋ねします。

また本年度の浚渫の計画はありますか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

西川の浚渫の進捗状況はということですが、直方の県土木事務所では堆積土の多い道中橋から上流5550mを年次的に計画し、毎年浚渫工事が実施されています。このことは西川改修期成会同盟会及び市町村連絡協議会において、毎年梅雨前に対応して頂くよう要望しています。堆積土の多い所を重点的に浚渫して頂いております。本年も梅雨前の工事として八尋地区から室木地区の工事延長550m区間の浚渫を現在実施して頂いているところです。新延橋から上流については、土砂の堆積状況を調査しながら、今後も引き続き計画的に進めて参りたいと思います。以上です。

○議長 日髙 直幸君

原 哲也君。

○2番 原 哲也君

只今お答え頂きましたが、新延橋から上は素人目で見ても堆積土が多いように感じますので、早急に浚渫をして頂くと上の水も捌けると思います。

次に西川の沿川には8ヶ所の排水機場がありますが、動力源としてディーゼルエンジンと

モーターを使っておられるそうです。整備は完了していると思いますが、ここで確かめて置きたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

現在1級河川遠賀川水系西川に設置していますかんがい排水ポンプ施設は全部で8ヶ 所であり、20機のかんがい排水ポンプを設置しております。

そこで整備は万全かということですが、定期的にかんがいポンプの試運転を実施し、稼働確認をしております。ポンプ、モーター、ディーゼルエンジン等の排水施設に係るものについての耐用年数は20年、配電盤及び操作盤等の電気設備の耐用年数は10年となっています。施設の維持管理、運転状況により耐用年数は異なることから毎年常に点検、トラブルが発生しないように、又排水施設の耐用年数及び稼働状況を考え、22年度より計画的にオーバーホォールをして行きたいと考えております。

1ヶ月に1回は稼働試験をするということで、弱いところが若干ありました。もう少し管理運用を徹底してやっていきたいと。菰川橋の上の堤の問題ですが、直方の整備関係者はこの経緯はよく理解してないという状況もありました。これは私が町議会議員になった年にこの事業をされたと。あの下にはサイフォンが入っています。そのサイフォンの保護ということで古月の伝統的な施設です。直方土木の方はその辺を理解していないと思っております。

今後、赤橋の上の西川改修期成会の方も努力されていますので、そういうことを含めて抜本的なことをやっていかなければならないと。やがて水利解析も出るかと思います。今後も検討していきたいと思っております。

○議長 日髙 直幸君

原 哲也君

○2番 原 哲也君

古門の排水口で川底をえぐらないようにブロックが引いてあります。それの西側の護岸の下の方は少し崩れかかっておりますので、注意して頂きたいと思います。

ディーゼルエンジンとモーターのことでお聞きしたかったのですが、メリット、デメリットがあるかと思いますのでご質問いたします。

○議長 日髙 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

排水施設としてエンジン式と電気式があります。いろいろメリット、デメリットはありま す。停電すればモーターは回りません。自家発電する能力がありません。

エンジン系は常に保守点検をして、それでも消耗品ですから年数が経てば使えなくなると。 保守点検をしながら予防保全をしながらエンジンの塗り替えをしながら延命策をして、保て るだけ保守点検をしてもらうようにしています。操作はモーターが簡単です。下の方は自然 流下がききますが、上の方が新北、役場の上が常にエンジン、モーターの保守点検をしていかないと故障したら大変なことになります。管理されている人に担当課を通じてお願いしているところです。

○議長 日髙 直幸君

原 哲也君。

○2番 原 哲也君

次に中山、上新橋、中本町、本町の付近は石炭採掘により地盤が沈下して、自然排水は困難であることから、六田川から西川へ大型の排水ポンプで排水しております。そして水位を下げていますが、インターチェンジが完成しますと路面はアスファルトで集中的に中山地区に水が来るのではという心配もございます。

昨年は大雨の時に新川の排水ポンプが3回ほど自動停止しています。これは水量が少なくなると自動的に止まるようになっているということですが、藺焼橋の付近、レットキャベツの直ぐ横ですが、藺焼橋と産業道路の間に水路が極端に狭くなっていると感じます。これは距離として20m前後と思いますが、今横にビルが建っていますが、その横の川幅が極端に狭いのです。その辺の改修、藺焼橋を高くすると。藺焼橋は昨年の時はごみがつかえていました。水の流れも悪かったことも見ております。その辺の改良のお考えはございませんか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

藺焼橋については秋に橋の架け替え工事をするということです。内水型、六田川については昨日、今日起こった問題ではなく、常習的に問題が起こっていろんな人、関係区の人、団体の人、行政もこれについて努力をしております。新川にポンプが据わっているから六田川の水がすっと来るような環境ではないわけです。新川の水はダイレクトに来ているのでいいですが、だからそこにエアーが入ると。エアーが入ればモーターが止まるという作用が起こっていると聞いております。問題は六田川の水をどのように早く新川にもってくるかということも1つの方法です。

それから途中で抜くということも方法であろうと思います。この辺は研究をして水を分散するということも大事なことです。鞍手町の関係地域の方にご理解に立ってもらわないと、そこでストップされると抜ける水も抜けぬ状況にありますから、そういうことを含めて、それと公共下水の問題もあります。全体的に総合的に掛かる費用は何十億になります。そういう経済効果も考えながら、限られた予算の中でやっていかなければならないと思います。

○議長 日髙 直幸君

原 哲也君。

○2番 原 哲也君

町長から出来るものからやっていくというお答えですが、西川に水を汲み出すということ はポンプの能力から言うと十分にあるわけです。水を汲みますと西川が逆流しております。 そのために実際には4機据わっているポンプも1機しか回すことが出来ないということも事 実です。

ここで遠賀川に水を排水するという計画を何とか実現して頂き、鞍手町が住みやすい町にして頂きたいと思います。遠賀川に渡架橋が架かりますと町の発展も見えてくると思います。しかし水害のある町というイメージがありますと良いことではないと思いますので、是非その辺を考えて頂きたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

私も具体的に方法はあると言っておりますが、それも案の内であると思いますが、私がここで何をすると言明すると、またお前言ったではないか。何故しないのかという論法になるから、そういう計画の中でやっていかなければならない。これでも相当の費用が掛かるのです。公共下水の雨水対策という予算もあるわけですから、一緒にやる方がいいのか、そういうこともいろいろ考えながら、完全な国交省の予算を貰いながらやっていかなければならないと。その前に水を集中的に分散するということは金が掛からずに出来ることですから、そういうことも考えなければならないと。地域性があるから流れないように堰で止めているわけです。そういうことも考えて公共下水も早く生活排水が六田川に流れないように環境整備をしていかなければならないと。時間を切って4年とか5年とか言わず鞍手町の一番のネックです。以上です。

○議長 日髙 直幸君

原 哲也君。

○2番 原 哲也君

町長に内水型洪水を早急に解決して頂くということで私の質問を終わります。

○議長 日髙 直幸君

以上で原 哲也君の質問を終了します。

次に1番議員 須藤 信一郎君の質問を許可します。

○1番 須藤 信一郎君

通告に基づいて質問をいたします。

児童数の減少から西川小、室木小の統合問題が話し合われていますが、会の結果統合がならなかったかに聞いております。この問題について町長はどのようにお考えなのかお聞きします。

○議長 日髙 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

町長に代わってお答えいたします。

室木小学校と西川小学校の統合についての検討委員会における審議の結果は、財政面から見

た場合、統合しても町財政の好転に寄与する可能性が少ないと。児童数の推移についても急激な減少は少ない。保護者のアンケートの結果も統合に反対する意見が多い。

また、統合した場合でも文部科学省の推奨する適正規模の学級数にはならない。以上のことから教職員が一体となって複式学級による学力低下や問題行動が発生することのないように指導に一層邁進されることを期待し、現時点では統合せず、現行のまま存続することが望ましいという提言を教育委員会が受けました。この提言を受けまして平成22年4月15日臨時教育委員会を開催し協議した結果、附帯意見として町の教育施策や学校の在り方を、学識経験者を交えて論議した上で、改めて小中学校を含めた学校再編等の将来像を再度検討することが望ましいとして提言どおり決定しております。

また、小中学校の統合については、現時点では具体的な期限を設けず、長期的な視点で取り組んで行きたいと考えております。以上です。

○議長 日髙 直幸君

須藤 信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

経済的にも効果がないということですが、具体的にはどういう数字になっていますか。

○議長 日髙 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

2校が1校になるわけですが、当分の間、国からの交付金等は余り変動がないという結果 が出ております。具体的な数値については今記憶にはございません。

○議長 日髙 直幸君

須藤 信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

補助金等の関係で維持費や人件費については大きな影響はないということですが、教育的 観点から見まして西川小学校で児童数が81名、1学年当たり単純に割ると14名です。 室木小学校においては児童数51名、1学年当たり換算しますと9名ということですが、 これくらいの人数で適切な教育が出来るかどうか。

壺井栄先生の小豆島の話ではありませんが、1学年当た二十四の瞳にしても12名です。 これを割って9名ということであれば、協調性やその他独立においても適切な教育が出来る のかと懸念されます。その点についてどのようにお考えですか。

○議長 日髙 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

小規模校におけるメリット、デメリットはご指摘のように子どもたちは集団の中で育つという1つ条件をもっています。少人数の時、幼稚園から小学校6年までクラス替えもない。 そういう状況下で子どもたちを教育するということは人間関係が固定された中で成長期を育 つ。これは社会に出た時どうなろうかということも危惧されますから、教育的な効果から見ますと適正規模というのがございます。そういう意味で適正規模を考えますと少なくとも学年で2クラス、学年が上がるにつれて学級替えが出来る。子どもたちの環境が変わることが望ましいと。文部科学省も指導しているのは小学校、中学校ともに適正規模というのは2学級以上、18学級以下が適正規模と言っております。学校教育の施行規則の17条にも謳ってあります。しかし地域性とか特別に事情がある限りはこの限りでないということも謳ってあります。

検討委員会の皆さんが20年8月から9回に亘って調査、分析し、或いは先進地を視察し、教育委員会も現場に説明し、アンケートをとり、いろんな取り組みをやってきた中で結果的に先程申しましたような提言がなされたと。これを教育委員会としては理解せざるを得なかったと。ご指摘のように100人を割った学校が室木、西川、古月の3校ございます。室木と西川だけの問題ではないと全町的に学校再編を、中学校を含めて考える時期が来つつあると。一方耐震構造の問題もございます。しかし安全が第1でございますので、北中、南中は22年度に補強工事を行う取り組みに入っております。耐用年数等も考えますと一番短いのが南中の後9年です。外は後 $14\sim15$ 年あります。その辺の兼ね合いも非常に困っているところでございます。当分の間小中一貫でやるのかとか、小学校を何校にして中学校を何校にするのかと、ここでは申し上げられませんが、そういうビジョンをこれから再編統合するため推進するための何らかの組織を作る必要があると思っております。

○議長 日髙 直幸君

須藤 信一郎君

○1番 須藤 信一郎君

大体状態は分かりましたが、このままではいけないと思います。教育長でも町長でも小中学校の具体的な数として将来的に何校が適切だと思われるのか見解をお伺いしたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えしますが、公的な場で何校が適当と言うことは申し上げかねます。教育長がこう言ったというのは困ります。適正規模として例えば小学生が今808名です。中学生が439名です。2学級以上の編成をするとすれば自ずとどれくらいの学級数になるか出て来ると思います。1クラス最高が40名です。80名で計算すると1学校480名です。これは多すぎる。50名にすると300名。300名にすると1学年が25名で2クラス出来ます。25名学級が2クラスで小学校12学級出来て300名です。そういうところから検討しますと全体の学校数が出て来るかと思います。

これは難しいのです。ここで私が申しますとどこの地区に小学校が残る。ここに1つ残る となるのです。今は相対的なことでお話をしましたが、ご理解頂きたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

須藤 信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

教育長の言われることは分かります。ここで希望を申し上げたいのですが、児童数も減少傾向にあります。学校の統合問題は全国的に避けて通れない問題だと思っておりますので、町長、教育長としてもこの問題を継続して削減の方に努力して頂きたいと思います。以上です。

○議長 日髙 直幸君

以上で須藤信一郎君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日8日を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日8日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 16時08分

平成22年鞍手町議会第4回定例会会議録(第3号)								
	3	平成22年 6 月 9 日 (水)						
招集場所	鞍 手 町 役 場 議 事 堂							
		開会	開言	義		請	も 長	
開閉会日時	<u>1</u>	成22年 6 月 9	日 4	午後 1 🖹	日髙直幸			
及び宣告		閉 会	開言	義	議長			
	<u>1</u>	平成22年6月9日 午後2時21分 日髙						
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏	Ż	出欠 の別	
	1	須藤信一郎	出矢	1 1	毛 利	喬	出矢	
出席及び	2	原 哲也	出矢	1 2	栗田幸	則	出矢	
/ 欠席議員	3	香 原 暹	出矢	1 3	宇田川	亮	出矢	
	4	星 正彦	出矢					
出席 13人	5	武谷保正	出矢					
欠席 0人	6	岡崎邦博	出矢					
欠員 0人	7	日髙直幸	出矢					
	8	田中二三輝	出欠					
	9	久保田正之	出欠					
	1 0	川野高實	出欠					
会議録署名議員	3番	香原 遙	T cc	4番	星	正彦		

職 務 出 席	議会事務 局 長	長	友	浩	<u></u>	出	矢		事務補佐	渡	辺	智	文	出矢
	町 長	柴	田	好	輝	出	矢	会計	課長	原		繁	幸	出矢
	副町長	本	松	古	憲	出	矢	建設	課長	岡	松	要	_	出矢
	教育長	Ц	本	喜	入男	出	矢	企画 課	財政 長	白	石	秀	美	出矢
	総務課長	冏	部		哲	出	矢	上下 課	水道 長	中	岡	和	之	出矢
地方自治法	福祉人権 課 長	松	澤		守	出	矢	病院 局	事務 長	中	野	眞	路	出矢
第121条	税務住民 課 長	熊	井	照	明	出	矢	教育	課長	平	瀬	研	_	出矢
により説明	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	篠	原	哲	哉	出	矢		健康 長	鯵	坂	健	<u>=</u>	出矢
出席者の														
職氏名														
議事	日程					別	紙	0	ط	お	り			
付 議	事件					別	紙	Ø	٢	#	り			
会議	経 過					別	紙	Ø)	٤	お	ŋ			

平成22年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月9日 午後1時開議

第	3	묽
77	U	′.

- 日程第1 議案第37号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める 条例の全部を改正する条例
- 日程第2 議案第38号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例
- 日程第3 議案第39号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第40号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する 条例
- 日程第5 議案第41号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立鞍手分校授業料等徴収条例の 一部を改正する条例
- 日程第6 議案第42号 専決処分の承認(平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計 補正予算第1号)
- 日程第7 議案第43号 専決処分の承認(平成22年度鞍手町老人保健特別会計 補正予算第1号)
- 日程第8 議案第44号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第45号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計 補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第46号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第47号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第48号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)

平成22年6月9日(第3日) 開議 13時00分

○議長 日髙 直幸君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第37号 鞍手町特別職職員の給与に関する条例等の特例を定める条例の全部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

香原議員。

○3番 香原 暹君

本条例の改正案は、町長の給与を100分の10、副町長は100分の7、教育長は100分の5という率であります。

これは財政が厳しいからという理由からでありますが、再三一般質問で質問させて頂きましたが、町長在職中に於ける公金横領事件についての問題解決が、未だされているとは認識していません。公金横領事件だけでなく、仕組債の購入問題というものも発生していまして、これについては何ら十分な説明も無いままでございます。その責任をどう取るのか、これだけで良いのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

問題は、あくまでも財政上の問題です。私は自発的に給料をカットしたことであって、事件、仕組債云々と、仕組債については確かに公金横領を梶原がやったが、それとこれは別問題であって、仕組債は今損をしたことでもないから、これとカットの関係については何ら関係ないと判断しています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

何ら関係ないという認識でございますが、こういう事件があることによって鞍手町の財政 が逼迫して来ている要因になっています。その点は関連がないとは言えないと思います。

3 役の給料の削減というものは、近隣市町村はどこでもやっていることであって、特段目 新しいとも、特に努力されていることもないと思います。

仕組債の問題について、必ず毎回聞いて行かなければと思っております。特に今、円高ドル安、ユーロ安というのが続いています。従って評価損が増加しているのではないかと思います。その資料がございましたら発表して頂きたいと思っております。

○議長 日髙 直幸君

香原議員、今の内容と議題の関係と仕組債の関係は違うと思います。その辺は十分条例に 基づいた質問をして頂きたいと思います。

香原議員。

○3番 香原 暹君

鞍手町が財政的に逼迫した理由の中にそういうことがあるから私は聞いているのです。このことは必ず当局から聞いて行かなければ、非常に重要な問題です。そこで私は聞いているのです。後日で結構ですから資料を是非議員全員に配って頂きたいと思います。

ご答弁をお願いいたします。

○議長 日髙 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

町長がご答弁になったのは、財政上の見知からこういった減額措置を取らせて頂いたということをおっしゃっていたと思います。

議員のお尋ねの件については、仕組債の問題ということでございますが、仕組債については、町長も評価損が出ているだろうということを言っていますが、これが現在の鞍手町の財政をどうのこうのというところまでは行っていませんので、この財政状況の危機というのは仕組債とは切り離して考えて頂ければと考えています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

鞍手町が公金横領事件、仕組債の問題で他市町村の住民からも非常に問題視されています。 鞍手町民がこの町を捨てて出ていく、或いは税金を払わないというようなことも起こって来 ていると思います。そういうことが町の財政を逼迫しているということを私は申し上げてい ます。その辺の反省がなく、関係がないというのは大いに問題があると思います。

給与の減額が退職手当には及ぼさないという理由をお尋ねしたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

12月にこの退職手当の減額を出した時には、町長の退職手当条例の条例改正をさせて頂きました。この特別職の給与の条例については、一応月々の給料、それに期末手当が対象になるということでございまして、町長はそういうところを考慮いたしまして、給料月額、勤勉手当をカットするというふうな姿勢でおられたというふうに考えております。

退職手当については、また退職手当を支給される時にどう判断されるかということになろうかと思っております。以上です。

○議長 日髙 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第37号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第37号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第38号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

〇13番 宇田川 亮君

これまでの状況と、今後、改正になったことによってどうなるのかということを教えて下さい。

○議長 日髙 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

今までは男性の職員の配偶者、奥さんが出産された時は、本人、職員が育児休業を取ることが出来たのですが、男性の職員が育児休業を取ることはございませんでした。年間にしても8名程度が今までの状況というふうになっています。

今後、例えば職員の奥さんが出産された時は、ご主人の男性職員も育児休業が取りやすくなったという形になろうかと思っております。ただ男性の職員が取るかというのは、今のところどうかという考えは持っていますが、この条例改正によりまして、配偶者、男性職員が育児休業を取りやすくなったというふうに考えています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

条例上では取りやすくなって来ていますが、仕事の状況によっては、なかなか取りにくい ということで、この法律の趣旨を是非尊重して頂いて、プレッシャーの掛からないという状 況で、子育てしやすいという環境を是非作って頂きたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

この条例が可決された後には、こういう形の条例も制定されたということで、職員の皆さんにも周知を図って行って、取りやすい状況を職場の中でも構築して頂きたいと考えています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第38号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第38号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第39号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第39号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第39号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第40号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第40号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第40号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第41号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立鞍手分校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

授業料が免除になるということですが、これに伴って、前回の議会の時も質問させて貰ったのですが、特別控除の上乗せ分が今後カットになるということで、その分から言うとこれが負担としてはどうなのかということをお尋ねしておきたいのです。

○議長 日髙 直幸君

教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

只今のご質問でございますが、今回の算定の仕方ですが、先ず2式の算定方法がございます。今回は2700円という定時制高校の授業料で、それに12ヶ月分を掛け前年度の5月の生徒数に調整率と経過措置を掛け、算定式1の算定式を発するわけでございます。算定式2としては20年度の授業料の収入の決算額から掛けることの、前年度5月の生徒数から20年度の5月の生徒数で除した数字になります。

○議長 日髙 直幸君

教育課長、具体的なことを言われても分かりません。 総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

議員さんのご質問は扶養控除等が税制上のカットがされ、その分が授業料に回っているということで、どのくらいの税の削減、税収が減、負担が増税になのか、その差額はどうなるのかということをお尋ねだと思います。

これは、きっちり掴んでいないようです。一度税の計算をしてみないと負担額が出て来ないのだろうと思います。税は所得税と住民税があります。所得税が5%と住民税が10%程度の増税になろうかと思います。

授業料については2700円の12ヶ月分で3万円一寸になるのですが、単純に言うとこれでペーするか、所得に応じては、どちらかと言うと増税の方が大きいかなというところがあろうかと思っております。ただ高等学校の授業料無料化と子ども手当の関係もあろうかと思いますので、子ども手当を貰える方の対象については収入が増えるのではなかろうかと考えられます。以上です。

○議長 日髙 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

それはそれで結構です。高校の授業料と別に、普通科の高校では校納金という形で幾らか納めないといけないのです。授業料が無料化になってもその分が残って、まだ支払があるということですが、鞍手分校についてはどうなのかを教えて下さい。

○議長 日髙 直幸君

教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

授業料と別に修学旅行費、PTA会費等があると思います。

○議長 日髙 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

代わってお答えします。

先程、教育課長が言いました実費に該当する部分は個人負担というのが出て来ますが、通常 授業料の他に授業料に必要な関係項目を含めて、一括して授業料という形で納めて頂いてお りますので、ある程度学校で必要なものは含んでいるというふうに理解しています。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑議員。

○6番 岡﨑 邦博君

この条例の改正で目に付いたのが授業料の改正です。

3 4 0 0 円を 2 7 0 0 円にするということになっています。民主党の政策の中で高校の授業料の無料化ということでしょうが、これをどうして下げざるを得なかったのかをお尋ねします。

○議長 日髙 直幸君

副町長。

〇副町長 本松 吉憲君

代わりましてお答えいたします。

授業料というのは、定時制高校が福岡県では4年制で月2600円の授業料になっています。 鞍手町の分校の場合は3400円ですが、今回国が示したのは月額2700円というふうに なっています。

この仕組みというのは、定時制高校ですから通常4年と、定義付けとして3年以上が定時制高校ということで4年まで。国はこの4年分を毎月2700円支給しますということになっています。

鞍手分校の場合は、3年間を希望される方、4年制を希望する方がおられます。そういう 関係で、これまで3年で卒業される方がいますので、4年分の授業費を3年分に割り戻して いる。尚且つ通常の定時制高校は夜間、午前中という授業になっていますが、鞍手分校の場 合は午前、午後という仕組みで授業を行っているという意味で、3年間で割り戻して行った という形の仕組みになっています。下げたといいますが、実質3年間で納めて頂くというよ うな仕組みになっています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑議員。

○6番 岡﨑 邦博君

上の方が3年で納めるというのを卒業までということで、4年掛かれば4年分でということになるのでしょうが、2700円にして3年で卒業される方が出て来るのではと思いますが、その辺はどうなりますか。

○議長 日髙 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これは国の仕組みで4年間在籍すれば4年間に亘って、月々2700円ということになります。鞍手分校の場合は3年で卒業される方が大多数でございます。但し国は2700円しか支給されませんので、実質的には授業料収入が減るという状況になります。以上です。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑議員。

○6番 岡﨑 邦博君

これは補正予算の中でも尋ねようと思いましたが、どうもそういうふうになっているので、 最終的に減るということで、これを3年で卒業する方には一部負担はお願いするような、例 えば鞍手町の条例の中で謳い込むことは出来ないのですか。

○議長 日髙 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

基本的には国が示した授業料ということで、これまでも福岡県立の定時制高校に準じて授業料を徴収して行ったということで、先程言いました鞍手方式といいますか、4年を3年に置き換えて来たというのが実際にありますので、授業料等は当然減って行くと。

私どもは午前、午後という特殊性がありますので、今後そういう申し入れは県を通じて国 にして行かないといけないのではと。ただ特例で設けますと違った授業料を徴収するという 形になりますので、現段階では其処まで考えていません。以上です。

○議長 日髙 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第41号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第41号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第42号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

岡﨑議員。

○6番 岡﨑 邦博君

今年度歳入欠陥による補填ということで5500万円が出ました。一時後期高齢者が導入 された時点で、これは無くなっていたのではと思いますが、今年度また、前貸しと言います か、先取りされてしまうのですが、こういうふうになった主な原因をお尋ねします。

○議長 日髙 直幸君

保険健康課長。

〇保険健康課長 鯵坂 健二 君

決算の見込みに於いて、20年度に比べて21年度で医療費が上がっています。

○議長 日髙 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

代わりましてお答えいたします。

平成21年度の実質収支が2千万円程度の黒字となっています。ただ平成19年度の繰り上げが約1億あっています。それから年々2千万円ずつの単年度黒字分を差し引いて現在の金額になって来たということで、単年度で見ますと黒字で繰り上げ充用分を減らして行っているという状況になって来ています。19年度が突出して大きかったというのが現在まで響いているというのが実情でございます。以上です。

○議長 日髙 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第42号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第42号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第43号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補 正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第43号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第43号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第44号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第1号を議題とします。

先ず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書8頁をお開き下さい。

- 1款 議会費及び2款 総務費について、8頁から13頁まで質疑ありませんか。 次に進みます。
- 3款 民生費及び4款 衛生費について、14頁から18頁まで質疑ありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

16頁の保育所等整備事業費補助金ですが、これは剣第2保育所の建て替えの分でしょうが、大体工事が何時から始まって何時竣工するのか。その間子ども達はどのように見て行くのかを教えて下さい。

○議長 日髙 直幸君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 松澤 守君

ご質問にお答え出来るかどうか分かりませんが、この議会で可決して頂ければ、それから 発注ということになろうかと思います。今年度一杯に出来上がる予定で工期は未定です。期間は今年度中には出来あがります。

工事中の子ども達は、先ず中庭を中心に建物を建てるということです。先ず表側を崩して、 その間には仮設ハウスを作るということです。半分崩して半分をそのまま残すと。それから 中庭を利用して全部出来上がって、後の半分を取り壊すということの計画のようです。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑議員。

○6番 岡﨑 邦博君

この工事は、今ある園舎を壊すわけです。この園舎自体は町の所有権があると思いますが、 壊すのは何処が壊すのか、建てた物についての所有権は町にあるのですか、それとも民間の 保育園にあるのかの2つについてお尋ねします。

○議長 日髙 直幸君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 松澤 守君

建物は無償譲渡しています。無償譲渡していますので、うちの方には所有権はありません。 取り壊しも民営の保育所が行ないます。以上です。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑議員。

○6番 岡﨑 邦博君

土地自体は町が無償で貸し付けていると思います。その上に民間の建物が建って来るわけですから、権利関係をきちっと詰めておかないと、地上権が設定されて来るから、今度は土地まで取られるような形にも成りかねないから、ここはきちっと法律を勉強して、権利関係を詰めておかないと、後々保育園が出て行く時とか、又はそこの土地を全部買ってくれるのであればいいのですが、色々と難しい問題も発生しかねないと考えるのです。その辺については検討されているのかお尋ねします。

○議長 日髙 直幸君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 松澤 守君

土地の分については無償貸与になっています。契約期間は10年間で更新をするということになっています。

今言われますように、上物が建って、後々既得権等を主張されるという懸念があるのでは ということでございますが、その辺は勉強させて頂きたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

今の保育所は築後どのくらいになるのかと、今度の定員は何人なのかをお聞きします。

○議長 日髙 直幸君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 松澤 守君

現在の建物は鉄骨造ですが、昭和49年3月に建築しています。経過年数は36年でございます。今定数そのものは60名ですが、建物その物の収容人数は、今ある建物と面積は殆ど変わりません。収容出来る人数は大体130人入れる状態で建てています。

詳しく言いますと、基準面積から見た広さが、0歳児が11人、1歳児も11人、2歳児が18人、3歳児、4歳児、5歳児は21人ずつという収容能力になっています。定数そのものは60名ですが現在82名いますので、 $2\sim3$ 年こういう状態が続けば定数を増やすということになるかは分かりませんが、現在の段階は60人ということでございます。

○議長 日髙 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

一般質問で田中議員からこのことについて質問がありましたが、現在の定数に対する収容人数は、民間の分が定員をオーバーしていますが、公立の分は可成り定数に余裕があります。 確かに36年というのは可成りの年数が経っていますが、今建て替えなければならないのかどうかについてお尋ねします。

○議長 日髙 直幸君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 松澤 守君

昨年、民生産業委員会の委員の方に現地を見て頂きましたが、施設長も説明していましたが、クラックが入ったりで、安全上問題があるということですが、一番大きな問題は雨漏りです。内の方も手掛けていましたが、なかなか止まらないということで、現在全体をシートで覆った状態であります。そういうことから県に申請をしまして、内示を得たということになっています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

久保田議員。

○9番 久保田 正之君

関連ですが、この建物は木造ですか、コンクリートですか。

○議長 日髙 直幸君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 松澤 守君

今ある物は鉄骨ですが、新しく建て変わる分は鉄筋コンクリート1階平屋建てということ でございます。

○議長 日髙 直幸君

久保田議員。

○9番 久保田 正之君

土地を町が貸し付けている契約が10年ということですね。借地借家法の中で、木造は30年、コンクリートは50年に併せて契約すべきではないかなという気がします。

○議長 日髙 直幸君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 松澤 守君

先程岡﨑議員の質問の時にお答えしましたが、検討させて頂きたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

5 款 労働費から8 款 土木費について、19頁から23頁まで質疑ありませんか。 宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

23頁のインターチェンジ開通式事業費なのですが、どういう規模で、どのような形で行おうとしているのかを教えて下さい。

○議長 日髙 直幸君

企画財政課長。

〇企画財政課長 白石 秀美君

現在のところ、柳川インターチェンジが開通した時の状況をお聞きしまして、それで予算組をしているのですが、その中には開通式に必要なテント、椅子、音響機材やエアーアーチ、風船飛ばし等が含まれています。この内容については、まだ開通の日にちが決まっているわけではありませんので、今後具体的に関係機関と詰めて行って、どういったスケールでやるかということは詰めて行くことになります。

○議長 日髙 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

若干補足させて頂きます。

開通式に対象としますのが、県、国の関係機関もございます。町と地権者の方々を想定して、 現段階の原課での想定は220名程度といたしています。

やり方は私ども初めてですので分かりにくかったので、先程企画財政課長が答弁しましたように、みやまインター開通式を参考にさせて頂いています。

今後どういうスタイルが一番いいのかということで、ネクスコ西日本北九州工事事務所、 と協議をさせてもらっています。場合によっては9月に再度組み換えを考えていますが、現 段階では開通式が何時になるか分からないという部分で、早めに予算措置をして、何時でも 準備出来る体制を作りたいということで、今回計上させて頂いています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

関連ですが、350万円というものを開通式に使わなくてはいけないのかどうか。私は全くこういうことは必要のないお金だと思います。やるとしても最小限の費用でやって頂きたいと思います。これは全てが一般財源ですので、鞍手町が財政的に逼迫しているというのであれば、こういうところは思い切って削って頂きたい。

例えば記念品などを配らなくてはいけないのかどうか、或いは食糧費に40万円を掛けています。行事の委託料が256万4千円と、こういうお金が本当にいるのかどうか、その辺はもし予算が通っても出来るだけ節約して頂きたいと思います。何かあればご答弁をお願いいたします。

○議長 日髙 直幸君

副町長。

〇副町長 本松 吉憲君

只今、出来るだけ節約をということでございます。当然私どももみやまインターを参考にさせて貰っていますが、実際どの程度のものが必要なのかどうか、インター本体については 町負担が全くない中で、県事業として取り組んでもらっています。この辺で県、或いはネク スコと協議させてもらいながらやって行きたいと。

もう1つは、みやまインターと鞍手の場合に違うのが、みやまの場合はネクスコが幾ばくかの負担をしたと聞いています。こういう部分もネクスコに要望して行きたいと思っておりますが、基本的には町で全額という話を頂いていますので、出来るだけ削減出来るものにして行きたいと思います。こういうもので筑豊の高速の玄関口という中のセレモニーをする時に、あまり貧相なことでは、鞍手町という名前で売り出したいというのもございますので、その辺は十分考えながらやって行きたいと思っております。以上です。

○議長 日髙 直幸君

久保田議員。

○9番 久保田 正之君

私はインター完成については経過からして、県がここに張り付けたこと、地域のことを考

えたらやはり地元の市町村は最小限で、何らかの形としてすべきではないかなと。この額が 妥当かどうかは分かりませんが、恥ずかしくない、最小限で対処して行くという姿勢だけは 町が持つべきと思います。

○議長 日髙 直幸君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

10款 教育費について24頁から27頁まで質疑ありませんか。 毛利議員。

○11番 毛利 喬君

25頁の定時制高校管理費の中で431万8千円減の中身をお願いいたします。

もう1点は、26頁の社会教育総務費の中で、一般財源260万1千円。欄外に一般職員給料減が131万円あります。分かる範囲で結構ですので答弁をお願いいたします。

○議長 日髙 直幸君

教育長。

○教育課長 山本 喜久男君

定時制高校の管理費の減額ですが、これは高校の授業料を105人で3400円の12ヶ月分を上げていますその関係の減でございます。

鞍手分校に嘱託職員の先生がいますが、それが減額になっていますので全体的には1万6 千円増額になっていますので、その分の補正でございます。以上です。

○議長 日髙 直幸君

毛利議員。

○11番 毛利 喬君

次の社会教育の260万円減の中身をお願いいたします。

○議長 日髙 直幸君

毛利議員、何頁の何項と分かるように質問して頂けませんか。

○11番 毛利 喬君

26頁の一番上にあります。社会教育総務費の中でマイナス260万1千円とありますが、 その中身はどうでしょうかとお尋ねしています。

○議長 日髙 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

これは当初組んでいました人件費から、今度の異動により金額の少ない職員が行ったということで減額になったということでございます。以上です。

○議長 日髙 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

26頁の同じく社会教育総務費の報償費、敬老の日の記念品料減45万2千円の中身を教 えて下さい。

○議長 日髙 直幸君

教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

敬老の日の記念品の減額でございます。これは教育課の敬老の日に係る予算については、 弁当代を1人当たり1千円と、記念品のタオル代として112円当初予算を組んでいました が、タオル代に替わるものとして考えても、金額的に少ないということと、近頃タオルの需 要、要望等が少ないことから、今回減額させて頂きました。以上です。

○議長 日髙 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

4頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

4頁から7頁まで質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

岡﨑議員。

○6番 岡﨑 邦博君

先程の保育所の建て替えの件ですが、鞍手町では以前に宮本学園の時に、杜撰な契約によって非常に高い授業料を鞍手町は払っています。数億に及ぶ損害を被った経緯があります。

従って今回の保育所の建て替えについても、例えば例として、建てたが子どもが集まらなくなったから、借地契約が終わった時点で撤退すると。建物については買い取ってくれというようなことになったり、逆に鞍手町があの土地がどうしても必要になって、契約が終わった時点でどいてくれと言った時に、多額の賠償金を請求されたりというようなことも考えられるのです。

先程も言いましたように、この工事に入る前にそういう契約をきちっと両者で結ばないと、 またひょっとすると鞍手町が、弁護士さんがいるにはいても、なかなか専門的な知識を持っ ている職員も少ないわけですから、鞍手町は大きな損害を被るということにも成りかねない と思います。

先程の課長の答弁の中では勉強するということでしたが、建てる前にそういう契約をきちっと締結して頂いて、尚且つ議会の方にも報告をして頂きたいと。契約が杜撰だったからということで、議会も責任があるのではと。今回の横領事件でも、殆ど議会に責任はないとは思いますが、議会に責任があるというような住民の声もあります。

住民の方々はそういう細かなことまで及ばない場合もありますので、チェックする立場と して、そういうものも私達にどういう契約を結んだかの報告で結構ですから、報告して頂い て工事に取りかかるようにして頂きたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長 日髙 直幸君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 松澤 守君

無償貸与、10年間の契約と、期間の再継続は認めるということで契約をしています。 この契約の時には、人数が集まらなくなったので撤退するといった場合には、他に転売は出来ませんという契約は結んでいます。

建て替えるということの分でございますので、恒久的な建物が出来るということで、岡崎 議員が言われるような懸念はあろうかと思いますので、その辺は勉強して行きたいというこ とでございます。以上です。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑議員。

○6番 岡﨑 邦博君

借地の際の契約の中に、建物を建て替える際にはというような契約はあったのですか。

○議長 日髙 直幸君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 松澤 守君

詳細には覚えていませんが、建て替えの分については入っていなかったとは思います。正確ではありませんが、私の記憶ではそうではないかということしか記憶はありませんが、もう一度確認はしてみたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑議員。

○6番 岡﨑 邦博君

建て替えの際の項目がなかったということであれば、そのことについての新たな契約を結んだ上で建て替えて頂きたいと思います。先程言いましたように報告して頂きたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

もう少し検討して契約を仕直すようであれば報告はさせて頂きたいと思います。

○議長 日髙 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

確認でお聞きしたいのですが、保育所の建て替えの総事業費は、県が 2分の 1、町が 4分の 1、民間が 4分の 1 だったと思います。ざっと計算すると総事業費が 1 億 2 千万円近くになると思います。それでよろしいでしょうか。

○議長 日髙 直幸君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 松澤 守君

言われるように原則2分の1、4分の1、4分の1で、国からの補助金が大体2分の1で す。これは県の方の補助金になっていますが、これは県の安心子ども基金に一度入って来る ということで、県の補助金になっていますが、実質は国からの補助金でございます。

町が4分の1で自己負担が4分の1ということでございますが、過疎の関係がありまして、率に少し変動があるようです。国が10分の5.5、町が10分の2.5です。そういうことで率は原則2分の1、4分の1、4分の1が少し変わって来ているということでございます。

○議長 日髙 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第44号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第9 議案第45号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正 予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

岡﨑議員。

○6番 岡﨑 邦博君

3頁、都市水環境整備下水道事業費の国庫補助金が2億減になって、社会資本整備総合交付金が2億ということで、金額的に動きはないのですが、この社会資本整備総合交付金によって今回下水道を整備するということですが、この交付金自体は下水道だけなのか、その他道路、橋など何でも使える補助金になっているのか、ここでこれが出ていますので、確認の意味も含めて答弁をお願いいたします。

○議長 日髙 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

国交省が所管していました各種補助事業、交付金事業がありました。一般質問でも出ていま した住宅交付金とか、色々なものがありますが、これを統合して新交付金事業という位置付 けになっています。

議員が言われますように道路、水環境、大体従前の補助金事業が網羅されています。それ

を新交付金としてこういう名称に変えたということになっています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑議員。

○6番 岡﨑 邦博君

ということであれば、例えば道路をつくる際、他のインフラ整備の際に出ていた交付金が一括されるということになれば、今まで下水道も含めて、合計すればこれ以上の補助金があったのが、今回一括されることで、今後交付金自体が減って来ると。又はこれを他のインフラ整備に充てることによって下水道事業に充てる交付金、補助金が減って来るというような可能性はどうですか。

○議長 日髙 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これはあくまでも事業を実施した時に交付金を充てるということになってきます。詳細については把握出来ていませんが、それぞれの項目で、例えば住宅は県住を作らないといけないとか、昨日一般質問でお答えしました、県が市町村を入れて策定計画を立てますよという位置付けをやっています。住宅等で町営住宅の関係で住宅交付金というのをもらって来ていますが、これは町営住宅のストック総合計画を策定してそれに基づいて頂いているというようなものがございますので、今後こういう形で今から色々な部分で要望等の動きがあると思います。

下水道については、当然この交付金で要望書を出したという形になっています。今後町が やろうとしている事業について、こういう形で単純に要望して行けるものと、ある程度計画 を作らないと駄目なものが出て来ると思います。詳細については各課で検討して頂くことに なるだろうと思います。現状ではその程度を把握しています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

今までの補助金をなくして、一括交付金という形で支給されて行くようになっていくと思います。今、副町長も言われましたが、それを今後どのように配分するかということは、非常に町の行政の在り方にとって問題になって来ると思います。

そういうことを検討するシステムのようなものを考えているのか、必ず必要になって来る と思います。その辺の計画はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長 日髙 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今からのそういう選択ということになって来ます。これについては、町長も申し上げましたように、各課で色々な事業を持っています。毎年11月に主要事業というヒアリングを踏

まえて、当初予算に反映していっています。現在、一番大きいのは主要事業の付け出しといいますか、各課からヒアリングを行っています。

今後は過疎事業もございます。これにも当然主要事業を踏まえて、それに各課が抱えている事業もそれに搭載して行くと。ただ全てに於いて限度がありますので、その中から選択をして行くという形になると思います。

主要事業については、執行部の中でやっていますが、過疎については議会の議決というのもございますので、その時にある程度の事業は提示出来ると思います。ただ、これを全てやるのは実質6年ですし、過疎債がどれだけ割り当てられるのか、或いは過疎債といっても実際30%の町負担がありますので、これが一般会計にどうなって行くかといった部分も含めて十分検討していく必要があると思います。システムとしては、そういうものが現在ございます。

○議長 日髙 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

例えば町長、副町長、企画財政課長、総務課長、建設課長というと全部になるか分かりませんが、それに民間人を入れるというような形での検討委員会的なシステムを立ち上げるというような計画があるのかどうか。これから一括交付金で来ますので、それをどう使っていくかというのは、非常に自治体の力量が試されるといいますか、実際の力が評価されるところになるわけです。そういう意味で生きたお金の使い方というものを考えて行くように、今後する必要があるのではということで聞いています。

それをしなかったら各課から闇雲に予算が上がって来て、それを査定すると、その時に予算のぶんどり合戦のようになって、長期的なお金の使い方が出来ないようなことに成りかねませんので、その辺のことを十分考えて頂きたいということで聞いています。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

一括交付金というのは、色々の補助金事業があった、それを1つに纏めて、一括交付金は 国から、あなたのところに交付金は幾らということでなく、この事業をするためにはどうい うことが、どうなっていますというものを行政が上に持ち上げる。上はそれに対して県等が この事業を認めるという形になるわけです。

内輪で20億来たから、総務なら総務、産業なら産業がその予算を取りあいこするということではない。それを国、県で一括予算を取りあいこするわけです。鞍手町はこういう事業をするためにこれだけいります。そのためには今までは住宅、下水道、水道事業、そういうものを、その中に全部一括して、その中からこの事業には幾らというのが付いて来るから事業を起こす。

ただ言えることは、今からインフラ整備等でどういう事業をするかというのは、職員のノ

ウハウです。そして皆さん方がこうして下さいということによって事業を起こして行くとい うことです。

ただ申請が今までどおり、この事業をするから、ぽっといってやるというわけには行かない。細かく書類を作って県に出さないと認めないということです。非常に手続きがややこしくなったということです。以上です。

○議長 日髙 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

一括交付金で来れば、県の許可、国の許可とかがいらなくなるのではないでしょうか。そのために自由に使えるお金を増やして行こうという今の政権の趣旨です。今までは補助金行政だったから補助金を取るために何度も上京したり、県に出向いたり、書類も何度も出して予算を貰っていたのが、今度は町に任されるということになって来るわけではないでしょうか。今までの様相とは大分変わって来ると思います。違いますか。

○議長 日髙 直幸君

町長。

〇町長 柴田 好輝君

一括交付金は、交付金事業が色々あります。それを一括して鞍手町はなんぼ付けますと、 国からダイレクトに町に入って来ているわけでなく、そのためには県等とヒヤリングをしな がら、この交付事業は馴染むか、馴染まないから入って行って、いいということになれば県 が国に上げる。

それから福岡県は幾ら、鞍手町いくらですよと。その中の何がなんぼと、この予算については一括交付金で入って来るが、その中で水道事業になんぼということです。交付金を貰うためには、此方が水道事業に、上水道事業になんぼいりますというものの書類を上げて、そして県を通して、県がそれだったら良かろうということになって国に、入って来る時はダイレクトに国から県、県から町、直接来るのもありますが、一般的にはそういうことになっています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第45号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第45号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第10 議案第46号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号を議題 とします。 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第46号は総務委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第11 議案第47号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長 柴田 好輝君

日程第11 議案第47号について、提案説明を申し上げます。

日程第11 議案第47号は、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

本条例案は、平成22年5月19日付けで、医療保険制度の安定的運営を図るための、国 民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、同法の施行に伴う関係政令の整備に関す る政令、及び関係省令の整備に関する省令が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する ものです。

以上が、議案第47号の概要であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いします。

○議長 日髙 直幸君

これから質疑を行います。

議案第47号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第47号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第47号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第12 議案第48号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第12 議案第48号について、提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第48号は、平成22年度鞍手町一般会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、門倉剪断工業(株)から法人町民税の確定申告書が5月31日に届き、約1,200万円の還付金が発生したことから、今後の還付金不足見込額を含めて、税収入の還付金を1,600万円追加するものであります。

なお、この歳出追加に伴う歳入につきまして、財政調整基金から同額を繰り入れて歳入歳 出を調整しております。

これにより、歳入歳出それぞれ 1,6 0 0 万円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 5,9 7 8,9 8 4 千円といたしました。

補正の内容を申し上げますと、歳入で18款 繰入金で財政調整基金繰入金追加 1,60 0万円。歳出では、2款 総務費で徴税費 税務総務費 追加 1,600万円。

以上が、補正予算第2号の内容であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いします。

○議長 日髙 直幸君

これから質疑を行います。

先ず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の5頁をお開き下さい。

2款 総務費について質疑ありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

5月31日に門倉剪断工業から確定申告書が提出されたということですが、法人町民税の 確定申告については、何時までに出すようになっているのですか。

○議長 日髙 直幸君

税務住民課長。

〇税務住民課長 熊井 照明君

法人町民税の申告については、事業年度終了後2ヶ月となっています。門倉剪断について は均等割のみは4月に入って来ていました。確定申告書自体は5月31日に届き、その中で 約1200万円の還付が発生したということが、其処ではっきり分かっています。以上です。

○議長 日髙 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

事業年度終了後2ヶ月ということですので、5月31日が普通で言えばぎりぎりで、大体4月1日から3月末までの事業年度というのが多いと思います。

今後400万円を見込んでいるということで、法人がどの位の確定申告書を提出していないのかも掴んでいるのですか。

○議長 日髙 直幸君

税務住民課長。

〇税務住民課長 熊井 照明君

4月開始の3月末決算の法人が鞍手町では一番多いです。門倉については2月末決算です。 今申告して来ている分については4月、5月で95件、今の法人数は314ありますが、2 00ぐらいが後申告して来る計算になります。以上です。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑議員。

○6番 岡﨑 邦博君

今の説明ですと門倉は2月末決算ということであれば、2ヶ月後までに申告しておかないといけないわけです。ということは4月末までにしておかないといけないわけです。それを1ヶ月遅らして5月31日に出して来たのですが、その分についても、そのまま受け付けて還付をする義務が町にあるのですか。

○議長 日髙 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

先程も言いましたように2月末決算ですので、4月末には納付して頂かないといけないものではあります。先程も言いましたように、均等割だけ前年度に予定納税して来ていますので、その半分の均等割の分は4月に納めていました。申告書自体が5月31日に鞍手町の方に届いています。

法人については1 γ 月延長というのがあります。それは税務署に届けをして了承されて、納期の1 γ 月延長という法人もありますので、必ず納期限の2 γ 月後とは限っていません。以上です。

○議長 日髙 直幸君

岡﨑議員。

○6番 岡﨑 邦博君

延長の場合は、延長される特別な理由があったと思います。合併、分社化するとかの特別な理由がある場合は1ヶ月延長というようなことがあったと思います。

門倉の場合は特別な理由があったのかどうかが1つと、特別な理由がないのに受け付けて、何時までが受け付けの期限なのか、町が何時までに返さないといけないのかというのもあると思います。

その辺は法的に言われて来れば、遅れても還付請求の期限が過ぎても、何時になっても受け付けて還付を町としてしないといけないのか。その辺はどうなっていますか。

○議長 日髙 直幸君

税務住民課長。

〇税務住民課長 熊井 照明君

先程も申し上げましたように、均等割だけは4月に入って来ています。申告書自体は税理

士さんの方から送られて来たと思いますが、それが 5月31日に届いたということであります。

還付については、還付が発生すれば門倉さんの場合は、21年11月に予定納税をしていますので、納付された翌月から還付の決済をする日までが還付加算金の決算になります。

○議長 日髙 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

4頁をお開き下さい。

18款 繰入金について質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第48号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第48号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日10日から14日までの5日間を、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日10日から14日までの5日間を委員会審査のため休会 とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

閉会 14時21分

平成22年鞍手町議会第4回定例会会議録(第4号)									
		平成22年 6 月 15日 (火)							
招集場所		鞍 手 町 役 場 議 事 堂							
		開会開議議長							
開閉会日時	平成22年6月15日 午後1時00分 日 髙 直 幸								
及び宣告	閉 会 開 議 議 長						長		
	<u>7</u>	平成22年6月15日 午後1時21分 日子							
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏	Ż	出欠 の別		
	1	須藤信一郎	出矢	1 1	毛利	喬	出矢		
出席及び	2	原 哲也	出矢	1 2	栗田幸	則	出矢		
欠席議員	3	香原暹	出欠	1 3	宇田川	亮	出矢		
	4	星 正彦	出矢						
出席 12人	5	武谷保正	出矢						
欠席 1人	6	岡﨑邦博	出矢						
欠 員 0人	7	日 髙 直 幸	出矢						
	8	田中二三輝	出矢						
	9	久 保 田正之	出矢						
	1 0	川野高實	出矢						
会議録署名議員	3番	香原	T (1)	4番	星	正彦			

職 務 出 席	議会事務 局 長	長	友	浩	<u> </u>	出	矢		事務補佐	渡	辺	智	文	出矢
	町 長	柴	田	好	輝	出	矢	会計	課長	原		繁	幸	出矢
	副町長	本	松	古	憲	出	矢	建設	課長	岡	松	要	_	出矢
	教育長	Ц	本	喜	入男	出	矢	企画 課	財政 長	白	石	秀	美	出矢
	総務課長	冏	部		哲	出	矢	上下 課	水道 長	中	岡	和	之	出矢
地方自治法	福祉人権課 長	松	澤		守	出	矢	病院 局	事務 長	中	野	眞	路	出矢
第121条	税務住民 課 長	熊	井	照	明	出	矢	教育	課長	平	瀬	研	_	出矢
により説明	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	篠	原	哲	哉	出	矢		健康 長	鯵	坂	健	<u>=</u>	出矢
出席者の														
職氏名														
議事	日程					別	紙	0	ط	お	り			
付 議	事件					別	紙	Ø	٢	#	り			
会議	経 過					別	紙	Ø)	ک	お	ŋ			

平成22年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月15日 午後1時開議

44	4	\Box
퐈	4	7

日程第1 議案第42号 専決処分の承認(平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計 補正予算第1号)

(民生産業委員長報告)

日程第2 議案第43号 専決処分の承認(平成22年度鞍手町老人保健特別会計 補正予算第1号)

(民生産業委員長報告)

日程第3 議案第47号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例

(民生産業委員長報告)

日程第4 議案第37号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例の 全部を改正する条例

(総務文教委員長報告)

日程第5 議案第38号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)

日程第6 議案第39号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)

日程第7 議案第40号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)

日程第8 議案第41号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立鞍手分校授業料等徴収条例の 一部を改正する条例

(総務文教委員長報告)

日程第9 議案第44号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)

(総務文教委員長報告)

日程第10 議案第45号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

(総務文教委員長報告)

日程第11 議案第46号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)

(総務文教委員長報告)

日程第12 議案第48号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)

(総務文教委員長報告)

日程第13 議案第49号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書

日程第14 議案第50号 「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の 再構築を求める意見書 日程第15 陳情第5号 生活保護の「老齢加算」復活を要求する国への意見書を求める陳情 (民生産業委員長報告)

日程第16 閉会中の継続事件

平成22年6月15日(第4日)

開議 13時00分

○議長 日髙 直幸君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第42号から日程第3 議案第47号までの3件を一括して議題とします。 本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第42号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1号。

議案第43号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第1号。

本委員会は6月9日に付託された上記の議案を審査の結果、何れも原案を承認すべきもの と決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

次に議案第47号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本委員会は6月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定 したから、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日髙 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第42号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第43号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第47号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第47号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第42号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第42号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に議案第43号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第1号 採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第43号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に議案第47号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。 次に進みます。

日程第4 議案第37号から日程第12 議案第48号までの9件を一括して議題とします。 本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。 岡﨑総務文教委員長。

○6番 岡﨑 邦博君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第37号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例の全部を改正する条例。

議案第38号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第39号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第40号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第41号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立鞍手分校授業料等徴収条例の一部を改正する 条例。

議案第44号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第1号。

議案第45号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号。

議案第46号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号。

議案第48号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第2号。

本委員会は6月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日髙 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第37号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第38号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第39号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第40号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第41号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第44号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第45号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第46号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第48号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第37号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第38号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第39号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第37号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例の全部を改正 する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第38号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第39号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第40号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決 します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第41号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立鞍手分校授業料等徴収条例の一部を改正 する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第44号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第45号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号を 採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第46号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第48号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。 次に進みます。

日程第13 議案第49号及び日程第14 議案第50号の2件を一括して議題とします。 提出者を代表して、6番議員 岡﨑邦博君に趣旨説明をお願いします。

○6番 岡﨑 邦博君

議案第49号及び議案第50号の2件を一括して提案いたします。

議案第49号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書。

議案第50号 「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で、循環型社会の再構築を求める意見書。

別紙意見書案を提出する。

平成22年6月15日提出

提出者 鞍手町議会議員 岡﨑邦博 同上 宇田川亮

提案理由 地方自治法 昭和22年法律第67号 第99条 並びに鞍手町議会会議規則昭和62年鞍手町議会規則第1号 第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

尚、別紙意見書案の朗読は省略します。

○議長 日髙 直幸君

お諮りします。

議案第49号及び議案第50号の2件は、質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第49号及び議案第50号の2件は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

議案第49号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に議案第50号 「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第50号は原案のとおり可決されました。 次に進みます。

日程第15 陳情第5号を議題とします。

本陳情は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第5号 生活保護の「老齢加算」復活を要求する国への意見書を求める陳情。

本委員会は6月2日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したから、会議規則第94条の規定により報告します。

尚、別紙意見書案の朗読は省略します。

○議長 日髙 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第5号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第5号 生活保護の「老齢加算」復活を要求する国への意見書を求める陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって陳情第5号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に日程第16 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長より目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布 したとおり閉会中の継続審査の申し出があっています。

これより継続審査の申し出に対する質疑をお受けします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長の申し出のとおり継続審査をすることに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成22年第4回定例会を閉会します。

閉会 13時21分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 日 髙 直 幸

議員 香原 暹

議員 星 正 彦

鞍手町議会 議 長 日 髙 直 幸

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委 員 会 名	調査事項						
	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道						
	及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査						
総務文教委員会	陳情第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する						
応伤人欲安貝云	意見書の提出に関する陳情						
	陳情第3号 永住外国人への地方参政権付与の法制化						
	に反対する意見書の提出に関する陳情						
	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、						
	土木、建設、病院、介護老人保健施設に関する事項の						
	所管事務調査						
民生産業委員会	陳情第2号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出						
	に関する陳情						
	陳情第4号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書						
	の提出に関する陳情						
	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会						
議会運営委員会	議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協						
	議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項						
議会広報編集調査特別	議会広報編集及び調査						
委員会							
議会活性化等に関する	議会活性化等に関する調査						
調査特別委員会							